

本日の会議に付した事件

令和3年第3回山元町議会定例会（第3日目）

令和3年9月3日（金）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

会計管理者兼町民生活課長佐藤繁樹君から本日の会議を欠席する旨の届出があります。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、12番高橋建夫君、
1番伊藤貞悦君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とします。そして、
同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して通告外にならないよう、わたらないよう注意してください。また、答弁は簡明に
されますようお願いいたします。

議 長（岩佐哲也君）1番伊藤貞悦君の質問を許します。伊藤貞悦君、登壇願います。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。改めまして、おはようございます。1番伊藤貞悦です。

日ごろよりコロナ感染症対応、自然災害対応とハードで待ったなしの業務に日々奮闘される山元町職員の皆様に心より御礼申し上げますとともに敬意を表するものであります。コロナ感染症が発症し、2年以上が経過します。当初は予防策をはじめ日常生活における対応策も手洗い、マスクの着用や三密の回避、距離の確保等のみで報道される情報に不安な日々を過ごしてきました。月日が流れ、予防接種も普及浸透はしてきましたが、まだまだ先が見通せず不安感があり、現況は予断を許さない状況が続いています。そんな中において、オリンピック・パラリンピックが開催され、そのメダリストが受賞の挨拶の中で今回のオリンピック・パラリンピックを開催してくれたこと、関係者や運営者、そしてボランティアで競技に携わってくれた皆様に必ず謝意を述べております。また、おりました。競技者自身がこのような異常事態の中での開催に心の中での葛藤、それから競技生活、また競技者としての闘い、その結果、受賞また勝つことの喜び、負けた悲しみや苦しみ、その結果についてその姿について私も励まされました。まだまだ安心して日々の生活を送れる日が来ているわけではありませんが、普段の生活が待ち

遠しく感じられる今日この頃であります。そんな日々の生活の中にも刻一刻と四季がうつろい、稲穂が色づき、実りの秋を迎えようとしております。無事収穫でき喜びを分かち合えることを望んでおります。令和3年9月議会において大綱3件6項目、細目7点について一般質問いたします。

大綱1、安全・安心なまちづくりについて。

その1、台風や集中豪雨に対する支援策についてであります。その中でも今回は山元町の基幹産業でもあります農業関係で、農業収入保険の加入者や加入希望者に町独自で保険金を支援する考えはないか、このことについて伺いをいたします。

2つ目、避難所や避難施設、以下避難所等の対策についてであります。対応職員数は大丈夫なのか。いわゆる町の職員で対応を基本的にはしておりますが、本当にそれで大丈夫なのか。不足してはいないか。

2点目、避難所閉鎖後のいわゆる避難所を開設し正常な生活ができる正常の生活に戻れる、そのような担った際に通常業務に戻った際の勤務体制に支障は出ていないのか。また、避難所従事の際の手当や勤務の振替は十分できているのか。

(3) 感染症対策、特にインフルエンザの予防接種の支援についてであります。

1点目、乳幼児や小中学生の接種希望者を無償化とする考えはないか。このことについては私個人的にも何度か一般質問をしておりますが、その後、町としての対応、今後の見通しについてであります。

2つ目、保育士や調理師、乳幼児、学童保育の関係者や教職員、役場窓口職員等の接種希望者の接種費用について支援する考えはないかであります。この点についても前に一般質問しておりますが、その際についてはないと端的に答えられておりますが、やはりその後の雇用形態等々が変化してきておりますし、世の中の流れが変わってきておりますので、そのことについて再度お伺いするものであります。

大綱2、次世代を担う子供たちの感性や可能性を広げる取組についてであります。

1つ目、高校生や大学生の奨学金を早急に給付型へ改善する考えはないか。同僚議員が、今回ではありませんが、この点についてお伺いしておりますが、その後の進展状況や今後の対策を含めてという意味であります。

2、未来の山元町について町民、特に小中学生や高校生と町長が話し合うことができる機会を作る考えはないか。連日のようにマスコミや新聞紙上に他市町村の状況が掲載されております。そのようなことを含めると、我が山元町においても必要なのではないか。私以外の同僚の議員もこのことについてはそのような機会を、いわゆる学習の場としての位置づけを含めた機会をというふうなことを話されておりましたが、このことについて町長はどのように考えるのかお伺いするものであります。

大綱3、町民の望む各種サービスや環境整備について。

1つ目、役場庁舎のさらなる利用改善について。さらなるというふうに入れてございます。このことについて庁舎の運用方法、運営方法については私も以前話をしておりますが、改善はされておりますがさらに町民にとっても、逆に働く職員にとってもいい環境を作るというふうな観点からの質問であります。

1つ目、各課・室の窓口案内の対応改善のため、職員の向きを通路側に向けた配置にする考えはないか。全員が全員、通路側を向いた対応というふうな意味ではありません。来客が1人でも通路側を向いていると話しやすいし話しかけやすい、対応もしやすい。

そのようなことも含めてという考えであります。

イ、町民が相談に来やすい環境とするために昼休みの窓口の案内の際に事務室の照明を点灯したままの休息や、事務室以外での職員の休憩場所を確保する考えはないか。職員にとっては働く場であります。労働者、言い換えれば労働者なわけですが、休憩時間も必要なわけですし、それから女性の方もおります。中には妊娠をされている方もおる可能性もあります。そのような際に労働基準法、労働安全衛生法等に従った対処の仕方というふうなこともしていかなければなりませんので、そういうふうな観点から職員の側から見た安全安心も必要だし、町民側から見た利用しやすい庁舎というふうなことも必要だろうと考え、今回このような一般質問をさせていただこうと思いました。

以上のことについて一般質問をいたします。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、安全・安心なまちづくりについての1点目、台風や集中豪雨に対する支援策についてであります。農業収入保険は農業共済制度の一つであり、従来の農業共済保険や国の収入減少影響緩和対策野菜価格安定制度等との併用ができない仕組みとして一昨年1月に運用が開始されております。その補償内容としては加入者を青色申告を行っている農業者、これは個人法人問わずということでございますが、これに限定し、品目の枠にとらわれずに農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度となっております。農業共済制度、これは単年度の掛け捨て保険でありその補償内容を総合的なリスクをカバーするか、自然災害リスクを重点的にカバーするかの選択性となっており、近年頻発する台風や豪雨等の大規模災害が相次ぐ中で、農業収入保険の有効性が認められてきております。ご指摘のありました農業収入保険の保険金に対する支援については農業分野以外にも同様のセーフティーネット制度があることから、その取扱いには慎重に対応すべきであると考えております。今後、県内市町村の取組等について情報収集に努め、農業を基幹産業と位置づける本町においての支援の在り方を検討してまいります。

次に2点目、避難所や避難施設の対策のうち対応職員数の充足についてですが、町指定避難所の開設に当たっては町の災害対策本部の避難所担当として教育委員会の職員を中心に各課からの応援職員の割当て、1避難所当たり4人から8人体制で開設準備や避難所運営に当たることにしております。対応職員数の考え方については、地域防災計画に定める各避難施設の収容可能人員数に基づき配置数を計画しており、災害発生時には町内10か所の指定避難所に51名の職員を速やかに配置できるよう、あらかじめ内部調整し備えております。なお、初動対応後、避難が長期化する場合については各行政区の自主防災会と連携し避難所を運営する計画としておりますので、不足は生じないものと考えております。

次に避難所閉鎖後の勤務体制への支障と従事の際の手当や振替についてですが、避難所従事職員については避難者数の動向を確認しながら段階的に規模を縮小する運用としているほか、夜勤等が必要な場合は交代で仮眠を取るなど避難所閉鎖後の通常業務に支障が出ないように、可能な限り配慮をしているところであります。また、避難所対応を含む災害関連業務に従事した職員への対応については、おのおの従事した実勤務時間に応じ時間外勤務手当や管理職特別勤務手当の支給を基本として対応しておりますが、夜

間からの連続勤務となった場合は職員の体調も考慮し各課の事務の実情に応じて連休を取得させるなど、柔軟な対応に努めております。

次に3点目、インフルエンザの予防接種支援について2点お尋ねがありましたが、関連がありますので一括してご回答いたします。昨年度は季節性インフルエンザとコロナ感染症の同時流行が不安視され、疑わしい発熱を予防するために対策として季節性インフルエンザの予防接種が積極的に進められたところであり、マスクの着用、手指の消毒の励行、三密の回避など基本的な感染症対策の徹底を図ったことから、季節性インフルエンザの県内の感染者は平成30年度の流行期間中は3万件弱であったものが一昨年度は1万9,502件、昨年度はわずか9件のみであったことが報告されております。昨年度は季節性インフルエンザに感染することにより高校受験に影響がある中学3年生に対する予防接種支援に対して昨年の第4回議会定例会の一般質問で伊藤貞悦議員、令和元年度第4回議会定例会の一般質問で渡邊千恵美議員からそれぞれご指摘もあったことを踏まえ、今年度の新規事業として中学3年生の希望者、さらには安心して出産を迎えられるよう妊婦にも同様の予防接種支援を行うこととしております。しかしながら、昨年度は基本的な感染症予防対策により、例年に比べ明らかに流行の規模が小さかったことから喫緊の課題はコロナ感染症予防であると考え、さらなる感染症対策の徹底を図ってまいります。また、保育士や調理師、乳幼児や学童保育の関係者、教職員や役場窓口職員等の接種費用の支援についてですが、市町村職員共済組合に加入する保育士や調理師等も含めた役場職員については組合員の福祉事業の一環として接種費用を助成する制度があることから、改めての接種費用の支援は行わないことをご理解願います。

次に2点目、町民、特に小中学生や高校生と私が話し合うことができる機会確保についてですが、私は常々今後のまちづくりや地域が抱える諸課題について町民の皆様とひざを交えて意見交換を行いたいと考えており、就任以来、各行政区単位を基本とする町民懇談会など機会を捉えて開催してまいりました。昨年度はコロナ禍ということもあり規模を縮小した形での開催ではありましたが、各行政区等の役員の皆様にお集まりいただき意見交換をしたところであります。ご指摘のありました小中学生や高校生との意見交換の機会についてですが、町ではこれまでも若い世代からの広聴については町総合計画の検討過程において若い世代を対象とした調査を実施するなど、次世代を担う若者の意見を取り入れる工夫をしてまいりました。一方で、若い世代からの広聴はその手法によりただ若者の視点や考え方をまちづくりに取り入れるためだけではなく、将来を背負って立つ若者の町政への関心を深めまちづくりへの参画を促すといった側面も有しているものと認識しております。町といたしましてはさきの第2回議会定例会の岩佐孝子議員からの一般質問でご指摘のありました若い世代を対象とした模擬議会についても若者の広聴の一つの手法であることから、より効果的な手法を模索しつつ関係機関が一体となって取り組んでまいります。

次に大綱第3、町民の望む各種サービスや環境整備についての1点目、役場庁舎のさらなる利用改善のうち、窓口案内の対応改善のための職員配置についてですが、執務室の配置については平成26年7月に策定した山元町新庁舎建設基本構想において庁舎内の想定職員を145人とし、開放的で効率的、フレキシブルな執務空間を目指すことといたしました。しかし、新庁舎完成時の平成30年度においても全国各地の自治体から多くの人的支援をいただいております。想定職員数を上回る状況やさらには今後の組織改編

が予測されることから、執務スペースを有効活用しそれらに柔軟に対応するため課・室単位で執務エリアを決めるグループアドレスシステムを採用したところであります。これらの取組は昨年、快適で機能的なオフィスづくりの普及促進を目的に開催された日本経済新聞社等が主催する第33回日経ニューオフィス賞において東北ニューオフィス推進賞を受賞するなど、高い評価を得ているものと認識しております。一方、ご指摘のありました窓口案内の対応については町民をはじめとする庁舎利用者にご不便をおかけしている場面があることも認識しておりますことから、課長会議において窓口対応の改善を指示しているところであり、引き続き利用者がご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に昼休みの事務室照明の点灯及び事務室以外の職員の休憩場所確保についてですが、昼休みについては休憩時間に当たることから、光熱水費の削減を図るため震災前から事務室内の消灯を励行しておりますが、1階フロアについては各課窓口や通路については点灯し来客対応に支障がないよう努めております。2階フロアについては天窓、ハイサイドライト、これにより消灯しても一定の明るさを確保できますが、天候等に応じ窓口部分の照明を点灯するなど、来客対応に支障のないよう工夫しております。また、事務室以外の職員休憩場所については昼日直等の職員が交代で昼食を取るなど、職員の休憩休息の充実を図るため2階フロア西側の一角に職員厚生スペースを設けております。このほか、1階フロアにおいては事務室後方の打ち合わせスペースや北東角及び北西角の打ち合わせコーナーなど、庁舎内のフリースペースも活用しながら事務室内の自席での休憩も含め思い思いに昼休みの時間を過ごしております。今後とも、職員厚生スペース等の有効活用に努め、休憩休息によるリフレッシュを促進し職員の心身の健康維持や事務の効率化を図ることによりさらなる住民サービスの向上につなげるよう努めてまいります。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君） 続きまして、教育委員会に関する部分の答弁を。教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君） はい、議長。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、次世代を担う子供たちの感性や可能性を広げる取組についての1点目、奨学金の給付型への改善についてですが、給付制度への見直しについては昨年の第4回議会定例会の一般質問で高橋建夫議員にお答えしたとおり、給付型奨学金や奨学金返還サポートなど新たな奨学事業の検討も行いましたが、昨年4月から独立行政法人日本学生支援機構において給付型奨学金を実施していることから、現在のところ考えておりません。また、現在実施している奨学金貸与事業についてはここ数年申込者がいないことから事業継続の是非と奨学基金の子育て支援事業への活用を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君） 1番伊藤貞悦君の再質問を許します。

1番（伊藤貞悦君） はい、議長。それでは、最初に農業収入保険の加入者や希望者に町独自で保険金を支援する考えについてでございます。昨日の一般質問等々でも他の同僚議員には山元町の基幹産業は農業だというふうにご答えております。産直施設への納入者180人ほどおりますよというふうな答えもありました。そこで、私もこのことについて、農業

保険について調べてみました。確かに先ほどの回答にありましたように2019年の1月から農林水産省が管轄で運営は全国農業共済組合連合会が現在運営しております。それで、農業収入保険がなぜできたのかというふうなことは、先ほどの回答にありますが、まず従来の水稲共済だけではカバーし切れない点がたくさんある。そういうふうな意味から幅を広げたいというふうな考えのようです。ただ、なかなか保険ですので難しいことがあります。それは何かというと、税務申告は青色申告をして5年ぐらいの実績で平均値を出さないとその補償がうまく回転していかない。それで、我が山元町において令和3年度37経営体がこの農業収入保険に加入しております。私が予想した以上の加入率でありました。法人が4、個人が33でございます。法人の中にも各個人個人で申告をしている方もおりますので、そのような場合は個人というふうな形になりますが、8月10日の河北新報にも農業収入保険の存在感というふうなことで大きく出ておりますし、それから先日回覧等々で回ってきましたなごみという農済のチラシの中にも出ております。それからもちろん共済組合で収入保険というふうなパンフレットも出てきております。そのようなことで、どんどん新規の法人加入者が増えている我が山元町において、先ほどの回答では検討するというふうなことでしたが、実現する可能性はどのぐらい町長はお持ちなのかそのことについてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今の段階で割合、パーセントというのは今後の担当課を中心とした検討の積み上げが大事でございますので、もう少しお時間を頂戴する中で例えば新年度の予算に計上するのか、しないのかですね予算編成、予算要求、そういう時期も間もなく参りますのでそういう中でよく検討してまいりたいというふうに思います。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。回答にもありましたが、県内の状況もというふうなことにありました。仙南地区は自治体で支援しているところありませんが、仙北、登米市とか古川、加美等々では宮城県内でも支援のことを考えておる。隣の亘理町は共済組合で説明をしたそうですが、その後、回答がないというふうなことでございました。東北で6件の中で宮城県は3番です。一番多いのは青森、特に青森はリンゴ、果樹の被害が非常に多いので加入者が多いようだろうというふうなことでございます。町長からの回答がありましたので、すぐにというふうなことはなかなかというふうなことでしたが、収入1,000万円程度の方々は大体どのぐらい納めているかということ33万円ぐらいです。個人、それから積立て、それから事務手続のお金が必要だということで1,000万円程度の収入の方は33万円ほどで、我が山元町は1億円を超す経営法人が何社かあるというふうなことで、これから山元町で大事になってくるのはアップルライン沿いのリンゴ農家、これは経営体は個人です。それから浜通りにも増えてきていますがイチジク、ブルーベリーとかそういうふうなことにありますし、サツマイモ、特に韓国などに輸出しております業者もございます。これは相手のあることなので値段の確保もございます。その辺までこの保険でカバーできるというふうなのが今回のこの農業収入保険の強みだというふうなことでありますので、私もこのことを聞いて勉強して、今回初めて話をさせていただきましたのですぐに結論を出して対処しろというふうな話はいたしませんので、少し状況を見ていただいて検討していただければと思います。

次に移ります。避難所や避難施設についてでございます。対応職員数は大丈夫なのかというふうなことで、10か所で51名というふうな回答がありましたが、この51名の分母は191名の職員の分母の51名なのか。分母についてお伺いしますが、そのこ

とについていかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは所管の総務課長からお答えをさせていただきます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。ご質問がありました割当て数の分母というふうなことになるんですが、町職員の総数の中から51名というふうなことで割当てをしておりますので、職員数のうちの51名というふうになります。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。回答の中に行政区の事象防災会と連携とございますが、これは何か文書か何かで計画等々は明記されているのか。引継ぎの段階ではこうするとか、ここに何人いて連絡を、行政区長さんと連絡を密にしていくとか、そのようなことについては計画はきちっとできているのかどうかについてお伺いします。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。行政区との連絡調整というふうなことになるんですが、こちらはこれまでの防災訓練とかそういうふうな中でも避難所開設に当たっては行政区と共同でというふうなことで、本当に町職員が行く前に行政区長さんが来てとかというふうなところもございますし、そういうふうな中で改めて行政区に連絡して協力要請をするとかそういうふうなのではなく、防災無線等で避難所開設というふうな連絡があれば行政区のほうも避難者の受入れというふうなことで自主防災会として動きを取ってもらえるような、そういうふうな訓練などで周知といいますか実践型やっているところがございます。そういうふうな中で、防災の避難マニュアルなども作っておりますので、そういう情報を共有しながら初動態勢は町職員が入りますけれども、引き続き継続する、そういうふうな長期化の前には行政区の自主的な運営というふうなところにも切り替えていくというふうなことで調整を図っているところがございます。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。分かりました。今回、町の職員も大変だなというふうなことからこの質問をしておるわけですが、先ほど話がありましたが、私が危惧するのは避難所を閉鎖して、その次、日曜日とかの深夜から大雨が降ってというふうな避難所開設したような場合に職員はそのまま月曜日まで勤務をしなければならなくなるわけがございます。そのようなときに大変だねと言ったらいや、仕事ですからというふうに元気で明るい声が返ってまいりましたが、その声には応えてやるべきだと私はそのときに感じました。そのようなことで、そういうふうなことが続いたときには交代できるような人間の交代人員がいるのかも含めて町長はどのようにお考えでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、基本的に自治体の一般行政の組織というのは所管業務の中に町民、市民の安心安全、生命を守るという大きな役割を担うことにはなっておるんですが、さりとて3・11のようなああいう大規模な場面を想定した人員体制になっているかという、そうではございません。言うならば必要最小限度の体制で組織を編成せざるを得ない。どこの自治体においても議会も含めて人件費というものが町政運営、財政運営の中で問われる問題でございます。ですから、そういう中での今伊藤議員からのご心配、大変ありがたく受け止めさせていただくわけでございます。現実はそのような仕組み、体制の中で我々災害対応に当たる、あるいは今日のようなコロナがあったり2月の地震があってもそれはそれとして対応せざるを得ないという、相当いわば無理をせざるを得ない状況に置かれている。この期間だけ臨時職員を採用するかというふうな、今そういう体制はどこの自治体もしいておらない。一定の災害規模のときは県内なり全国からの自治体からの応援に頼らざるを得ないということで、お互いにそういうことで理解しながらやりくりをせざるを得ないというそういう状況にあるわけでございます。

あとは、災害の大小によって極力自前というか単独内部でお互いにカバーし合えるようなそういうことでやっていかざるを得ないのかなというふうに思っております。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。町長から苦しい勤務をしていただくことが非常に心苦しいというふうな意味の発言がございましたので、心なで安堵しておりますが、応えられることについては例えば手当とか代替休暇、代休とかそういうふうな措置がとればそういうふうなことを考えてあげるようなシステムの構築等々も考えていただければと思います。回答の中に実情に応じて年休を取得させるというふうなことが言われておりますが、年休は個人の権利でございますので取得させてはまずいのではないかと私は個人的には思ったわけですが、それをさせないようにいろいろな策を講じるのが管理者ではなかろうかと思うんですが、そのことについて町長はいかがでしょう。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘のくだりは本来の休暇制度はそれは前提として、深夜勤務での疲労、それに引き続く日中勤務の関係も考慮すると無理しないで休んだらと、休みなさいというふうな思いやりからの取得というふうな考えでございますので、ご理解賜ればというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。ありがとうございます。そのような思いやりと同時に、現在の若者は思いやりプラス頂けるものは頂きたいというふうな気持ちが非常に強くなってきている昨今だというふうに聞いておりますので、差し上げるところはきちっと差し上げるような今後体制をとっていただければというふうに思います。このことについては以上で終わりにしたいと思います。

続きまして大綱1の感染症対策でございますが、前回の一般質問においても話をしました。それから同僚議員も話をしておりますが、回答の中にも中学3年生だけというふうな回答がありますが、学校は集団生活をしておるところなので、確かに中学3年生は受験というふうなこともあるわけですが、集団生活を考えると1年生から、中学生においては1年生から3年生まで全てインフルエンザの予防接種をしたほうがいいのではないと思うんですが、このことについていかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。昨年度のこの問題提起を受けて我々もいろいろ検討した中で、高校受験あるいは妊婦の方というようなことに着目をしたわけでございますが、結果として先ほどお答えしましたようにこれまで季節性インフルエンザの感染者数が県内でも相当あった、町内でも一定程度あったという中で、県内全体で極めて少ない、昨年度は9件のみであったということに鑑みて改めて中学3年生以外とかインフルエンザの接種対象範囲を広げる今状況ではないのではなかろうかなというふうに思っています。コロナ禍の中でインフルエンザの予防接種いかにということについてはまだ国のほう、厚労省のほうからもこれといった通知等も来ておらない状況もございます。まずは、先ほどお答えしたように喫緊の課題であるコロナ感染症予防対策を徹底すれば合わせてインフルエンザ対策にも対処できるというふうに思いますので、そういうふうな方向でこの推移を注視してまいりたいというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。確かに回答のように昨年のインフルエンザの流行については非常に少なかった。ところが、その間コロナ感染症が入ってきまして新聞報道では昨年コロナの休校中勉強不安とかについて中学生、小学生が半分以上の生徒が、子供たちがそのような答えをしているわけです。コロナも心配だ、コロナの予防しているのでインフルエンザが少ない、相乗効果があってそれはいいんだろうと思いますが、12歳までの

中学生はコロナの予防接種をしておりますが、12歳以下はまだ我が山元町も未定の状況です。それが小学校の子供がインフルエンザになった。同じ家庭に中学生がいるとなるとやはり心配が出てくるのではないかと。そのようなことからこれもひとつ考えてもしかるべきではないかというふうなことで、中学生小学生についてインフルエンザというふうなことを提起したわけですが、このことについては町長や教育長はどのようにお考えなのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに現在のコロナ絡みの予防接種、ワクチン接種につきましては12歳以上というふうなことでしてしますので、12歳以下の子供さんたちを考えますと議員おっしゃるような考え方も一理あるなというふうに思うわけでございますけれども、結果として予防対策をしっかりとやればインフルエンザも含めて対処できるというのは、これはこの数から見ても明々白々なそういう件数だというふうに理解できるのではなからうかなというふうに思いますので、まずはそういうことで先ほどから申し上げているとおりコロナ感染予防、ワクチン接種、町民の9割接種を目指して山元町としての集団免疫をしっかりと獲得すれば他のこのインフルエンザへの予防にもつながるといふふうに思いますので、そういう方向で対処してまいりたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）同じ質問に対して。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。基本的には町長が回答したような方向で私も同じく考えております。昨年度のコロナ対応感染予防がインフルエンザの蔓延を少なくしたというふうな状況が十分考えられますので、今年度も同じようにインフルエンザの罹患は少なくなるのではないかなというふうな見通しといたしますか見込みがあるかなと思います。そういう状況を踏まえつつ、議員がご懸念されるような12歳以下のインフルエンザの罹患の状況が今後どうなるかというのを見た上で、今後提案のあったようなことを考えていっていいのかなというふうに思います。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。分かりました。

続いて、保育士や調理師、乳幼児、学童保育関係の質問に移ります。回答されましたのはこの方々については別会計というか組合等々から支援されているからとありましたが、例えば保育所に勤務する方全てに出ているのかということ、これは1,000円なのかなと思いますがそうではないわけです。パートの方もおるいろいろな方がおって、とするとバランスが悪くはないか。それからプラス公費で支援をしてやっても1,000円、インフルエンザの予防接種というのは4,000円とか5,000円ぐらいするわけですので、半分ぐらいまで上積みしてやったほうがいいのではないかと私は考えてずっと考えてきたわけですが、特に保育所は山元町でも3つの密集した集団なわけですので、それは最初から準備をして体制を整えたほうが良いと思うわけですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。共済関係所管しています総務課長のほうからお答えをさせていただきます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今伊藤議員からお話がありましたように、例えば保育所であれば全員が共済というふうなのに参加しておりませんので補助の対象にはなっていないというふうなのが現実でございます。共済組合に参加していない方というのは会計年度任用職員のショートの方々のものなものですから、この方々が一応補助対象外ということで社会保険というふうなこともございますので共済の対象外というふうになっております。今ご指摘がありましたように、その方々へ対してというふうなことでございま

すが、この辺につきましてはどこから予算をとというふうになると町の一般会計、こういったところでの予算措置というふうにもなりますので他の、先ほどお話がありました例えば小学生とか中学生の1・2年生とかそういう方々も踏まえながらというふうなことになりますので、一概にそこだけを特別に支援するというふうなのはなかなか厳しいところもございますので、今後広い対象の中でどのようにしていくか、この辺が検討の部分になるかというふうに思いますので、その辺をご理解いただければというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。私は保育所を例にとりましたが、そのほか児童クラブとか学童保育関係とかいろいろなところも小さな子供たちとか青少年を相手にするわけです。このことについては指定管理者が入っているところとかもたくさんありますので、一概に公費だけからというふうなわけにはいかないとは思いますが、検討してやってもいいのではないかと。特に、保育所辺りは誰と誰が予防接種をしたのかというふうな、例えば報告の義務などがあつたら管理者は大変なわけです。あくまでも希望なのにそういうふうな義務づけまたは強制というふうなことになってくればまた違うと思いますし、そういうふうなことを含めていろいろな観点から言ったら半分ぐらいというふうなことで私は発言をしました。このことについて、さらなる回答は求めませんので継続して検討していただければと思います。

議長（岩佐哲也君）ここで換気のため、暫時休憩とします。再開は11時10分、11時10分再開とします。暫時休憩。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）1番伊藤貞悦君の再質問を許します。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。大綱2、次世代を担う子供たちの感性や可能性を広げる取組についての1つ目、高校生や大学生の奨学金を給付型へ改善する考えについて再質問をいたします。

このことについて私以外にもほかの議員が話をしておりますが、独立行政法人等々が給付型に変わってきているので現在のところ給付型にしようというふうな考えはないというふうな回答もございましたが、我が山元町では以前に貸与型から給付型に変更しようというふうに検討されてはきていなかったのかどうかについてお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。給付型にするかとか返還サポートするかということについての検討は行ってございまして、基本的に給付というのが貸与と違って一旦給付すればその後償還するということがないということで、そういう点では基金は減る一方になる。ですから、そこは限度があるということが一つ前提になるかと思っております。それで、あとは給付をするに当たって例えばその対象とする学生さんに何かしらの条件を付与して町にゆくゆく何か貢献していただくとかお勤めいただくとかということなどを条件としつつ給付とするということが考えられるかなということもあつたんですけども、ただ、高校生にしても大学生にしても給付を受けるという段階から将来的に山元町で何かをすると

かというふうに仕事をすることに逆に縛りを設けてしまうのはどうかなということで、そこは難しいかな、場面として早いかなというふうなことを懸念いたしました。それから返還のサポートということでは全国的に幾つか事例はあるようですけれども、それについても就職先が多いという大きな市などではそういうサポートの事業があるようですけれども、本町ではなかなかそういう点では対象者が見込めないかなということで、給付型にするのは難しい。一方で、先ほど言っていたような独立行政法人の日本学生支援機構の給付型の奨学金制度、あるいはそれとは別途国のほうで高校生に対する奨学金の給付制度も行われていて、町の奨学金貸与事業に対する申込者がほとんどなくなってきているという実情がありますので、そういう点から給付型に変えての事業継続ということはどうかと考えているところです。以上です。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。コロナ感染症が大分影響してか、これから貧富の差というか貧困、高校生、大学生が増えてくる。それから我が山元町はシングルでの家庭が割と多いというふうなことを考えたときに、この奨学金制度を別の形に変えていいのかというふうな私は危惧の念を持っているわけです。ですので、いろいろな形で確かに奨学金を貸与から給付型にして資金源が枯渇するのではないかなというふうな危惧の念もありますが、例えばふるさと納税とか寄附金等々の活用などというふうなことも考えれば違ってくるのかな。それで、町としては今年大学生とか何かにコロナの給付金をしておりますね。そのようなことで町の魅力を発信していくためにもこれは私は続けていったほうがいいのではないかな。特に大学生だけではなく高校生まで裾野を広げて、奨学金の貸与ではなく給付というふうなことをもう一度根本から考え直して町の将来のことを考えていったほうがいいのではないかと私自身は考えておるわけですが、町長は10年、20年先の若人の育成についてそのようなお考えはございませんでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず、給付型の奨学金そのものの関係と申しますか検討につきましては、私も仙台市のほうでいち早く取り組んでいるという事例も承知しておりましたので、私のほうから検討を指示して先ほど教育長のほうから説明したような検討結果をまとめてもらったというところがございます。議員からいろいろと多方面にわたってのご心配をちょうだいしたところがございますけれども、本来の学生支援機構のほうで実態に鑑みて給付型に切り替えてきているというふうなところが基本にございますので、まずはこの切り替わった状況を少し見据える中でご提案のあった内容なども精査していく必要があるのかなというふうに考えるところでございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。コロナ感染症関係で大学生、高校生もアルバイトというふうな生活している生徒がたくさんおります。それから大学生についてもアルバイトで学費はともかく生活費をつないでいる大学生もおりますので、この状況でそれがなかなか厳しいというふうな方も大分おるようですので、一気にここで変えないで少しそういうふうな様子を見ながら我が山元町の高校生大学生を少し育成していくというふうなことで有用的な時間をというふうな意味も私は考えておりますので、今後そういうふうなことも検討していただけたらと思います。

続いて未来の山元町についての質問に移りますが、震災後よくいろいろなことで覚えているのは宮城大学等々との連携や大学生や大学を使ったこれからのまちづくりも含めてというふうな構想が非常にあったような気がするんですが、現在はそういうふうなことが非常に我が山元町は少なくなってきておるような気がします。どのように変わって

きたのかということ、ワークショップとかプロポーザル方式とかというふうなことで、あと各課各室でいろいろ町民や何かの声を聞くというふうなことになってきていますが、若人、若者、小学生、中学生、高校生の声を生の声を聞くというふうなことがなかなかできなくなっているというか少ないのではないかと実際感じています。今回のこの質問についての回答においても町民懇談会をした、それは各行政区ごとにだ。確かにコロナのことはありますが、小学生、中学生を含めた若人の山元町に対する考え方を聞く場をきちつきちと設けていって発表する、または学習の場を私的的確に設けていったほうが良いと考えるわけですが、町長はこのことについてはどういうふうなお考えなのか再度お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私のこの広聴に対する基本的な姿勢考えは先ほどお話しさせていただいたとおりでございます、その必要性、重要性というのは十分理解し、またそのときどきに実践をしてきたということでございます。おかげさまで復興完遂に向けて大分以前とは違った町の落ち着きが出てきておりますので、私としてはそういう状況に応じた広聴の在り方というものを大事にしていくべきだろうというふうに思いますので、伊藤議員なり以前に岩佐孝子議員からもお話あったような形で、極力そういう機会をだんだん増やしていく、そういう時期を迎えたというふうに思っておりますので、そういう方向に引き続き意を用いてまいりたいというふうに思います。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。東日本大震災以降、我が町の子供たちの考えとか姿が変わりつつあると思いますし、日本全国の子供たちの考えも違ってきているんだろうと思います。特に学力というふうなことが言われ始めて、非常に気になるわけですが、数日前のニュースでも学力テストの結果が発表されて我が宮城県、仙台市を除いてはワースト1というふうな響きの悪いことが報道されております。私は学力というのはそのような点数化されたものだけではないと日ごろから考えております。特に生きる力とか人間力とか感動する心とか、我が山元町の子供たちはその心が非常にたぐいまれな子供を含めてそういうふうな子供が非常に多い。はっきり申して、阿武隈川を境に阿武隈川からこちらの子供たちはそういうふうな感性を持った子供が非常に多いというふうに感じております。ですので、このような子供たちを今後とも育てていくために我々大人が考えていかなければならないのではないかと思います。特に私を含め古い人間は褒めることが下手だというふうに言われています。前回のこの議会で町長は褒めるのは上手ですかというふうな一般質問に対して得手ではありませんというふうな回答をしておったようですが、これからは褒めたり場を与えてやる必要があるのではないだろうかとは私と考えております。そのような観点から、学習の場とか発表の場というふうに捉えて町長と語ろうとかこんな山元町であつたらいいなという意見発表の場を、夏休みとか冬休みとかを利用して設けていければ発表した子供は自身になると思います。それが褒めることにつながるんだろうと思います。山元中学校には自分の体験発表、感想発表で今年入賞しておるようなこともあります。そのような場をもっと与えていければ違った子供たちが誕生していくのではないだろうか、そのようなことを教育委員会でも学校と連携しながら町長が教育長にこのようなことを考えてそのような場を何とかできないかと相談をすれば、教育長は分かりましたと二つ返事でお引き受けすると思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

議長（岩佐哲也君）いいですか。その前に町長から。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まとめてお答えいたします。この問題につきましては回答調整に当たりまして教育長と改めて意見交換をしております。教育長も議員のご提案、十分理解しておりますしこういうのは必要なことなのでというふうに考えておりますので、そういう共通認識の下で今後機会を確保できるように頑張っていきたいというふうに思います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、学力調査の結果等が出てきていますが学力はペーパーで行うああいうものだけに限らないだろうというのは私も同じように考えております。特に今本町では学力向上に力を入れて、特に教科指導でいろいろ研修をしたりしているところなんです、一方で子供自身が自分で考えて自分の考えを発表する場をいかに設けていくかということで、そういう点からの子供たちの育成に積極的に取り組んでいく必要があるというふうな認識を町内の各校校長をはじめ先生方と共通に認識しております。ここで今回の一般質問ではまちづくりについてということとか模擬議会の設定というふうなお話ではあるんですが、教育委員会としては必ずしもそういうまちづくりに関することとか模擬議会という形にこだわらずに、子供たちがいろいろなことを発表できる場を設定する、そこに例えば町長とのやりとりの場面、あるいは場合によっては議員さんとのやりとりの場面を設けるというようなことを、逆に学校の立場から考えた取組ができればなと思っています。以上です。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。最後の質問に入ります。町民の望む各種サービスや環境整備についての役場庁舎についてですが、まず1つ、確かにプロポーザル方式でこの庁舎を造りましたが、職員の数とスペース的にはなかなか狭いような気ができた当時からそういうような形がして思っているわけですが、3年後とか派遣職員がゼロになったときのことを想定されていると思うんですが、それは間近に迫ってきているのか、それともこのような人数での運営が続いていくのか。そのことについてはいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町の職員体制については、これは震災前のといいますかいわゆる平時をベースに戻す、そういう時期だというふうに捉えております。ただ、復興期間が10年から1年、2年、我が町では必要な時間もございますので、それを見据えた中で最終的な整理、確認をしなければならないという状況は若干残っておりますけれども、基本的にはそういう時期が到来しているということでございます。

1番（伊藤貞悦君）はい、議長。元の人数に戻す、ただ、仕事の量はその当時と比べたら圧倒的に増えているだろうというふうに私は感じますし、それから仕事の仕方についても変わってきているというふうなことも直に感じております。それからアウトソーシングといういろいろな仕事の形態を変えて何かもしている。そういうふうなこともあるだろうと思いますが、ただ、役場で働いているプロパー職員についての福利厚生等々を考えていかなければならないことも確かなわけだと思いますが、職員の福利厚生について現状を見たときに、私は非常に職員の方に窮屈な思いをさせていると考えておるんですが、町長はいかがでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。窮屈な思いということについては、先ほど来お話のあった応援職員、こういうものを今頂戴している関係もありますので、執務スペースとしては確かにそうでございますが、先ほどご案内したように2階の所定の休憩コーナー以外にも実は1階の庁舎の隅のほうにも一定のオープンスペースがございます。この辺は有効活用している側面もございますので、外から見たよりは若干そういうスペースも実はあると

いうふうなことも事実でございます。いずれにしても、それが余裕というか一定のスペースになっているかという、そこはまたちょっと違う側面もあるかもしれません。いずれ、先ほどお答えしたように今の状況に合わせた本来の体制に戻す中でその辺の関係も大分緩和されてくるのかなというふうに期待もしているところでございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。なかなか答えにくいところがあるんだろうと思います。ただ、いろいろ聞くと建物は10年間は手を加えられないなどというふうなことも聞いたりもしておりますが、2階の出っ張っている部分で使っていないスペースが結構あるんです。こういうところを、例えば職員の休憩スペースに併用するとかというふうなことを考えられないのか。このようなコロナのあれですから今町長が話をしたようなところだけではなかなか狭いような気がするわけです。そのようなところに机と椅子を持って行って昼食を食べるとか、そのようなことだけでも考えられないかどうか、まず。職員の福利厚生というか精神的な心のゆとりの面からの質問ですが、いかがでございましょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のお話は2階のデッキの部分の利活用ということかというふうに思いますが、確かに季節によっては外に出て、こういうコロナ禍でございませぬのでなおさら外に出てというふうな気分転換も兼ねてという、こういうことも大切な空間利用だというふうに思いますので、ぜひ室内にとどまらずというふうなことで福利厚生も含めて利活用、さらに検討してまいりたいというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。職員の組合があるのかどうか分かりませんが、その代表の方々と話し合いをしたり何かしていただければと思います。特に昼休みになるとゆっくりと休みたい。1時間あるわけですから、そういうふうなときにそういうふうな場所を活用するのは大分いいのではないかと思いますし、それからこれは私もまだ調べているわけではありませぬし分かりませぬが、勤労青少年ホームの喫茶スペースのようなところを少し話し合いをして開放してお茶が飲めるとかコーヒーが飲めるとかというふうなスペースに活用するとか、そのようにしてやれば昼休み、暗くなって暗い庁舎のイメージをそういうふうに開放してやればもっと違うし、ほかから来た人のイメージも大分違ってくと私は感じるわけですが、そういうふうな改善というか改悪になるのか何かは分かりませぬけれども、そういうふうな考え方についてはいかがでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のお話も含め、その辺もイメージして先ほどお答えしたつもりでございます。そういうことでご理解いただければというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい、議長。役場庁舎のことについて余計なことまで話をしましたが、ほかから来て感じるイメージとそれから中で執務をしている方々の休息等々のことも考えての発言でございましたので、働いている職員のことにも常に念頭に置いて今後考えていただければと思います。

以上をもって私の一般質問を終わります。

議 長（岩佐哲也君）以上で1番伊藤貞悦君の質問を終わります。

議 長（岩佐哲也君）続きまして、9番岩佐孝子君の質問を許します。岩佐孝子君、登壇願います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。9番岩佐孝子です。ただいまから令和3年第3回山元町議会定例会において大きく1件、4点、6項目について一般質問をいたします。

東日本大震災からあと1週間で10年6か月です。また、最近は大雨による熱海の地滑りによる土砂災害、西日本を中心に台風や集中豪雨による川の氾濫、洪水などで大き

な被害が出ております。また、一昨年から感染症がコロナの感染症が蔓延しております。医療関係の皆さん、そして職員の皆さんのご尽力、それによって今少しずつ接種もなされてきております。自然災害、感染症による被害を受けられた皆様、心からお見舞いを申し上げます。また、毎日職務遂行に尽力なさっております職員、関係者の皆様様に感謝を申し上げます。

さて、今回私は少子高齢化や人口減少などによる過疎化、天候不順による災害などが増加する中で町を存続し続けるため、現在当町が抱えている課題を解決しなければならないと思っております。町民が常にきらきらと輝いて希望の持てる町、そんな町を私は願っております。

1 件目、未来へつなぐまちづくりについてお伺いいたします。地震、大雨、コロナ禍など予期せぬ災害が多く発生してきております。これまでの事業についてどのように検証し、実施していくのか伺います。

1 点目、大震災から10年経過しましたが、以下の事業をどのように検証し、今後どのように生かしていくのかお伺いします。

1 項目め、震災後の転出された方々や津波防災区域内で再建された方々については町独自の支援策等に対しても今なお不公平感が残っております。全ての被災者に公平に町独自の再支援をする考えはないでしょうか。

2 項目め、避難路として位置づけしている町道の完成は年度末まで間に合うのでしょうか。

3 項目め、震災後の基盤整備事業で整備された農地において、補完工事や耕作者未定のため草が生い茂り荒れている状況となっておりますが、これらはいつまでに解消されるのか。

2 点目です。コロナ感染が増加してきておりますが、どのような対策対応を考え実施していくのかについて伺います。

1 項目め、保育所や児童クラブが休所になった際、行き場がなくなった子供たちを保育する施設を設置する考えはないか。

2 項目め、小中学校が休校になった際においてもオンラインによる学習機会を提供する考えはないか。

3 点目です。今年の2月13日起こりました2・13福島県沖地震発生から半年が経過しますが、台風シーズンを迎えるに当たり災害復旧工事の考え方についてお伺いします。

1 項目め、被災したアスファルト道路の災害復旧工事の際、ひび割れ充填工法によって修繕しておりますが、さらなる安心安全確保のため今後全面舗装にする考えはないか。

4 点目です。複合施設の整備検討が進められている中、茶室の整備が執行停止になりましたが、これらの施設整備を同時に進める考えはないか。

以上、町長の前向きで簡単明瞭で誠意あるご回答を期待し一般質問いたします。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、未来へつなぐまちづくりについての1点目、大震災から10年経過後の事業検証についてのうち町独自の再支援策についてですが、これまで被災された方々には復興基金を活用し住宅再建支援を中心とした支援策をきめ細やかに講じてきたところで

あります。支援については津波の被害を受けた世帯をはじめ、丘通りの地震被害世帯など被災場所や住宅の再建方法に応じて段階的に支援の拡充を行い、対象となった方々の手続については一昨年度をもって全て完了したところであり、津波防災区域における第1種、第2種と第3種の支援の考え方については経緯をご承知のとおり、支援策の制度設計の際に様々な議論を重ねてきたところであり、また、制度全体のバランスを考慮したときに限界があることについて昨年第1回議会定例会の一般質問で橋元伸一議員にお答えしたとおりであります。このことから、これまでの経緯を踏まえ被災された方々への支援については改めて町独自の支援の考えはありませんので、ご理解願います。

次に避難路として位置づけている町道の完成時期についてですが、今年5月の産建教育常任委員会及び議会全員協議会において避難路等に係る進捗状況及び今後の予定をご説明いたしましたとおり、避難路10路線のうち町道3路線について今年度も継続して整備を進めており、説明から3か月経過する中で大きな変更はなく、おおむね順調に進捗している状況であります。各路線の完成時期については5月にご説明したとおりであり、町道大平牛橋線は来年12月の完成を予定し、町道高瀬笠野線は今年7月に本線の改良区間が完成済みであり、既に供用を開始しております。また、町道（仮称）新浜諏訪原線は仙台河川国道事務所施工分を含めて来年2月に完成を予定しております。これら、避難路の完成により災害時の避難はもとより町民の安心安全を支える病院、消防署や駐在所、また役場やJR駅等の公共交通施設、さらには各行政区相互のアクセスが向上し、今まで以上に安全で住みよいまちづくりに寄与するものと考えております。引き続き、避難路の完成に向けて関係者や関係機関との調整を密に図り、鋭意取り組んでまいります。

次に農地の補完工事や耕作者未定による荒廃状況の解消についてですが、東部地区の農地の補完工事においては開始までの期間に繁茂した雑草を着手前に除草した上で、石礫撤去や暗渠排水等の工事を実施し整備完了後、営農可能な農地として耕作者に引き渡しております。また、耕作者未定の農地、集団利用の畑地36か所約20ヘクタールについては耕作者を町ホームページ等で募集し、事前に営農意欲のある耕作者等の情報がある際には優先して公募状況等を提供するなど、耕作者の確保に努めております。そうした中で耕作者未定の農地の管理については集団利用畑地の地権者組織である山元東部地区畑地地権者組合において昨年度から草刈りや耕起等を実施しており、今年度も実施する予定となっております。町といたしましてはこれらの農地について農地整備事業等によってよりよい営農環境を整えることで未耕作農地の減少を図り、耕作者による適切な農地の保全がなされることで荒廃状況が解消されるものと考えております。

次に2点目、コロナ感染増加への対策対応のうち、保育所や児童クラブが休所になった際の子供たちを保育する施設の設置についてですが、つばめの杜保育所や町内児童クラブにおいて児童や職員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、施設の消毒や接触歴の調査を行う必要があることから施設を休所することとなり、これまでも保護者に対し事前の説明を行ってきたところであり、新型コロナウイルス感染症は全国的に感染力の強い変異株、デルタ株等への置き換わりによりこれまで経験したことの無いスピードで感染拡大が続き、10歳未満の感染者も増加しており、いまだ収束が見えない状況にあります。町といたしましては万一保育所や児童クラブで感染が確認され

た場合には施設の休所は避けられないものと考えておりますが、小中学校を含めやむなく休所となる場合でも現行制度の中では代替施設の設置は極めて困難でありますので、その後の速やかな施設の再開により保護者の負担を極力軽減できるよう、事前の準備等を整えてまいりたいと考えております。

次に3点目、アスファルト道路のひび割れ充填工法による修繕についてですが、この工法は舗装のひび割れにシール材を充填して補修する工法であり、シール材をひび割れに注入することでひび割れから舗装内部への雨水等の浸透を防ぎ、舗装の構造としての性能低下を防ぐ工法となります。また、短期間で交通開放が可能であり、経済性も高いことから国道で数多くの施工実績を有しております。本町では昨年度に発生した福島県沖地震による災害復旧において被害が大きく、補助債の対象となった被災箇所については舗装打ち替え工法を採用しており、補助債の対象外となった小規模な被災箇所についてはひび割れ充填工法を採用しております。ご指摘のありました被災箇所の全面舗装については一体的に施工することで段差等が解消されますが、工事費が高額となり財政負担が大きくなることから現地の状況を把握し必要に応じて対策を行っていくこととしております。今後も被災箇所を含めた町道の維持管理については定期的にパトロールを実施し、安全確保に努めてまいります。

次に4点目、複合施設と茶室の同時整備についてですが、本町を取り巻く現状といたしましては通常業務や残る震災復興関連業務、地方創生関連業務に加え長引くコロナ感染症対策に伴うワクチン接種をはじめとする各種対応、福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業、震災後に策定した各種計画の進行管理など多種多様、かつ多くの事業を抱えております。効率的な業務遂行を指揮しながら日々業務に当たってはおりますが、様々なニーズに公平かつ公正に対応しつつ、自立した自治体として健全で持続可能な行財政運営が求められている中、ご指摘のありました施設整備についても限られたマンパワーや財源等を念頭に置きつつ、町の置かれた状況と課題に向き合うとともに私のマニフェストの実行性や重要性、緊急性も踏まえ事業の重点化・選別化を図るなど必要に応じた年次計画の見直しや検討を重ねながら計画的に事業を展開してまいります。

私からは以上でございます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、教育委員会に関する部分。教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君） はい、議長。岩佐孝子議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、未来へつなぐまちづくりについての2点目、コロナ感染増加への対策対応のうち、小中学校が休校になった際のオンラインによる学習機会の提供についてですが、国では子供の健やかな学びの保障や心身への影響等の観点から地域性の臨時休業は避けるべきであるとしております。現在、町内の小中学校においてコロナ感染者が発生した場合には校舎の消毒等のため当該学校を3日程度臨時休業することとしており、その措置による学びの保障については年間の余裕時数等で調整することとしております。また、昨年度整備した1人1台のタブレットについては各校に配置したICT支援員を活用し、授業やリモートでの始業式、職員のオンライン会議等を実施しておりますが、並行してタブレットを持ち帰り自宅で学習が行えるよう準備を進めているところであります。今後、臨時休業が増え余裕時数等による対応が難しくなる場合に備え、オンラインによる授業が実施できるよう早急に準備を進めてまいります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩といたします。再開は13時15分、1時15分とします。
暫時休憩。

午前11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）9番岩佐孝子君の再質問を許します。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほど町長の答弁の中で制度全体のバランスを考慮したんだけど、それにも限度があるというふうなご回答がありました。まちづくりをしていく上で重要なことは住民の方々の持っている不公平感を払拭することではないかと思うんです。住宅再建として新市街地には400万円、あとは200万円、250万円、200万円というようなことと西の方には生活再建のを含めた中でも180万円だけというようなことを考えたならば、何であるときにその差額を設けたのか私ちょっと記憶をたどっているんですけども、その辺その差額を設けた理由を町長、確認させていただいていいでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この関係につきましては先ほどもお答えいたしましたように、様々な議論を重ねてきた中での制度設計であるというふうなことでございまして、ぜひそういうことを議員みずから議事録をしっかりと確認していただければありがたいなというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。議事録はあれなんですけれども、なぜそういうふうにしたのか再度私確認してみたくてお尋ねしているわけなんですけれども、回答できないということでもいいですね。そうしたら、不平不満は出てきます。不公平感を払拭することはできません。被災をして転出せざる得なかった人たち約4,000人から5,000人の方々転出してしまいました。生活支援金の支給もなく引っ越し費用だけ国から出た80万2,000円のみでした。そして危険区域だと言って1種2種の人たちいまだに180万円です。その辺についてはそれでもちゃんとバランスがとれたと言えるんでしょうか、町長。伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねの部分についてはこの10年来同じような質問が繰り返されて来ております。その都度お答えもしてきました。先ほど私は最初の質問でお答えしたとおり、改めてこの独自支援の考え方はないとはっきり申し上げております。基本的には、一般的には必要な議論はしっかりするというのはいくつかの議会、本会議の場では大変重要な大切なことであるというふうには理解しておりますけれども、そういうことにも全て限界といいますかそういうものもあると思います。いつまでも同じことを議論してもそこには余り発展性のないことになりかねませんので、そのことも勘案しながらこの件についてはぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。と言いながらも、31年度には丘通りで被災した方へも20万円ずつ出しましたよね。そういうことからするとあれは足りない分は町一般財源から持ち出したと記憶しています。丘通りの方々の支援をしたときのように20万円1種2種の人たち不公平感を払拭するためにもぜひ財政調整基金、昨日答弁の中で真水相当分のは約23億円残っているということでした。町民の生活支援や守ることについては被害

区分で差別していいんでしょうか。その辺の考え方、再度確認をさせてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一般論で申し上げます。被害の程度、具合によって今回の2月の福島県沖地震もしかりでございます。それは被災状況に応じてしかるべき合理的な差を設けざるを得ないということで、いろいろな場面でも例えば扶助費絡みの関係でも所得制限とか収入制限とかいろいろなものがあります。いろいろなものを鑑みての一定の合理的な開き、差というものはこれは今の行政なりを行う上では一般的な考え方になっておるのかなというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。私は納得がいかないんです。今回の2月の13日の地震の際に県へ提出しました町からと議会から災害救助法の基本理念である平等の原則とはどういうことですか。平等の観点からしても意見書からすれば国からの交付金については被災者全体への支援です。今町長がお話したことと要望書を出したことで何か矛盾していると思うんですが、その辺についてはどのようにお考えで要望書なり意見書を提出したのか。その辺、伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。2月の地震につきましては県境をまたがった災害、被災でございますね。私の基本的な考え方は災害というのは時と場所を選ばないわけでございますね。そういう観点に立って福島県で救助法適用されたのに宮城県のほうでという、ましてや県境を挟んでいる山元町については一番そういうことが切実な問題でございますので、ですから、基本的な部分での取扱いに対する公平公正というのは、これは基本的に大事にしなければならない。ただ、個々の住宅の被災というのはそれぞれ違いがあるわけですから、当然それに基づいて対処するというのが一般的な話だということでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今災害は所を選ばないというふうに受け止めました。そうしたならばあの東日本大震災だって一緒ではないですか。県境だからではないです。1種2種3種と決めたのはだれですか。国ですか。決めたならば決めたなりの責任があるのではないですか。そして、いまだに10年もたって今まで何回も説明してきたとお話しになっていますけれども、不公平感が残っているんです。町長は一生懸命やってきたとおっしゃいますけれども、町民の方々の取り残されたような気持ちになったことありますか。沿岸部に残って頑張ろうと思っている人たちの気持ちを考えたことはありますか。子供たちに戻ろうと言われて戻ってきたんだけどというお母さんがおりました。だんなさんは亡くなったそうです。でも支援金で30万円プラスしてもらったのと言ったときのあのときの嬉しそうな顔いまだに忘れることはできません。子供たちの学資になったんだと生活支援だからそういうことしたなら10万円20万円一般財源23億円ある中で、60件20万円ずつ出しても1,200万円ではないですか。丘通りに20万円ずつ支給をしたときのことを考えたなら私は絶対にやるべきだと思っています。町内にそして県道が今年の3月に完成しました。あの県道の西側には約700戸弱の方々が入居しております。この県道が整備されたことによってまちづくりをどのようにしていこうと思っているんでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。質問いただいているのは支援の再考ということでございますので、この件についてはもう今までも相当程度この場でも議論をして、大方のご理解を得て必要な見直しをしてきたということでございますので、これ以上の議論は私はするつもりは毛頭ございません。

議長（岩佐哲也君）通告に戻って質問してください。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。今お話がありました。残った人たち、1種2種の方々も残っています。税金も払っています。町民税、固定資産税なども納税していただいています。不公平感を払拭してあったかい町だな、この町に残ってよかったなと思えるのは昨日出てきた財政調整基金の23億円それを崩してまでも町民の生活、命を守るために町独自の支援策を求めておきます。不公平感を払拭してください。それだけは申し述べておきます。

では2項目目、避難路の部分です。工事中の路線のうち高瀬笠野線は今年の7月に使用供用開始、残り2本のうち新浜諏訪原線は来年2月まで完成予定、そして大平牛橋線については令和4年12月完成見込みのことですが、完成予定までには必ず終了する見込みなんでしょうか。その辺について確認をさせてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当課のほうではいろいろな調整を見据えてこの時期であればというふうなことでそれぞれの路線、あるいは今回お尋ね以外の他の事業についてもそのような形で日々対応しているということでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。一生懸命頑張ってもらっているのが分かります。特に新浜諏訪原線何年かかっていますか。そして6号線に近づいてくるとすぐ隣接している農地、家屋があります。その家屋への水害が懸念されますが、町長はどのように考えておるか。そして対策はどのように行ったのか。その辺について確認をさせてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。もう少し影響なりの懸念される部分をもう少し説明していただければありがたいです。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。町長、見たことないですか。新浜諏訪原線、戸花山から6号線のまでの取り付けのところ、何メートル土盛りしているんでしょう。そしてすぐ目の前に家があるんですよ。坂元には行ったことないですか。すぐ目の前に何メートルも離れていないところに住宅地があるんです、家屋があるんです。そういうふうな対応対策を考えているのか。その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。補足説明、ありがとうございます。我々といいますか公共事業をやるときは当然近隣との近接関係とか影響範囲というものを相当程度勘案して担当課のほうで施工に当たるといのが、これは一般的な話でございますので私はそういう中でこの新浜諏訪原線が施工されてきているとそんなふうに理解をしておるところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。主管課ではそういうふうな対応をしているだろうということでしたけれども、最終的にはこれは町の仕事であり町長の責任ですよ。その辺について確認をしながら進めてきたのかどうか。町長の主観、そして考え、対策をどのように指示もしてきたのか。その辺についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ですから、公共事業というのは一定のルール、考えの下にやっているわけございまして、そこの首長の考えで一般的な考え方が変わるということは基本的にはございません。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。非常に残念です。町公共土木というのは住民の福利厚生もあります。財産を守ることも必要です。そういうことからして私は伺ったわけなんです、考えていなかったということが分かりました。そしてまた新浜諏訪原線なんですけれども、国道6号線との接合部分での事故が懸念されるということで議会からも話があった

はずです。でも、その対策についてはどのように考えどのような対応処をしてきているのか。その辺について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。詳細は担当の建設課長から補足させていただきますけれども、基本的に前段申し上げましたように、基本的な骨格的な路線の整備、そしてまた今ご懸念の他の町道とか県道と接続する、交差するこういう部分についても道路の工事なり維持管理の中で一定のルールがございますので、そのルールに沿っていろいろ、例えば県道の管理者、国道の管理者と協議をしながら、あるいは警察、公安委員会と協議をしながら、これはこの路線に限った話ではございませんので私は先ほどから申し上げていることはそういうことを前提にやっているものですから、任せるところは任せ、町長が一つ一つそれを点検する。そんなことはあり得ないです、申しわけないですけども。よほどルールから逸脱するような設計なり考え方があるのであれば、それは当然いろいろと立場として物は申しますけれども、皆さん専門分野の職員として相当の知識経験を積んで管理監督をされている。施工する側についても同じでございます。勝手に施工できないわけですよ。全部こちらの発注者側なり管理者側との協議を確認しながらやるということでございます。建設課長、補足してください。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。ただいま町長からもご説明いただきましたとおり、一定の設計基準に基づいて、また公安委員会との協議も経まして安全な交差点形状を確保していると考えております。また、施工に関しましても仙台河川国道事務所に委託いたしまして安全な施工に努めてまいります。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。理由は要らないんです。つべこべとした理由は要りません。言いわけは要りません。課長なり担当課から主管課からちゃんと報告は受けているのではないですか、町長。そういうことで私は町長に確認をしたわけなんです。でも、俺の責任ではないんだ、主管課だというふうなことで主管課だけに責任を押し付けるような回答でした。それに私は非常に憤りを感じます。そしてまた町単事業として前回も質問しました。上平浜原線、そして四番作道については前回の回答では阿武隈川のしゅんせつ土を活用するとの回答がありました。しかし、住民の安全確保のため早期完成が求められますが、完成予定の計画はどのようになっているのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。建設課長のほうからお答えさせていただきます。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。まず町単事業ということで、今現在上平浜原線及び四番作道の完成年度についてご説明しますと、まず上平浜原線につきましては令和6年度完成を目標としております。また、四番作道町戸花線中浜滝ノ前線につきましては令和7年度完成を目標としております。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。非常に情けないです。予算をとったらこのしゅんせつ土ではなく予算でどこかから土を買ったとしても幾らかかりますか。20億円、30億円かかりますか。ただで運んでいただけるからということでこれを利用したと思うんですけども、令和6年です。そして一番最初道合住宅、道合地区に災害公営住宅を建設するといったときのあの約束から何年たつと思いますか。もう10年経過しているんです。今から4年も5年もまた待てと言うんですか。今大雨、豪雨、そして土砂災害、洪水などの災害が災害に強い避難路が求められています。道路整備をし、住民の命を守るため安心安全を確保するためにも1日でも早い完成を切に切に望んでおきます。住民の命を守るのは誰でしょう。自分はもちろんですけども財産を守るのは誰でしょう。それを訴え

3項目めに入ります。

沿岸部で車を走行していると田んぼには稲穂が頭を垂らし、広大な畑地にはネギ、ジャガイモ、サツマイモなどが栽培されております。でもちょっと懸念されるのは耕作者未定となっている農地が荒廃し草が生い茂り美観、景観、環境、そして火災なども考えられます。今後の見通しはどのようになっているのか。計画についてお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のご質問ももう少し具体的に問いかけていただくと助かりますが、基本的には県のほうでは今年度いっぱいを目標に進めてきているということでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。ちょっと失礼ではないですか。昨日の方への回答と私に対しての回答、全然違っていませんか。沿岸部、県道を走っています。沿岸部の道路を走っていると荒れ地がいっぱいです。私は基盤整備というふうに書きましたよね。通告しています。その農地において補完工事や耕作者未定のためというふうにちゃんと書いているんですけども、町長には書いていないんですか。具体的にと言われてもここの基盤整備というふうなことでちゃんと示しているんですが、それでも不備なんですか。いいでしょう。昨日の方のそして私の回答にもありました令和2年度には東部地区畑地地権者組合へ頼んで約20ヘクタール草刈りとかを頼んでいるそうですけれども、令和4年度以降はどのようにしていくのか確認をします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。担当の東部室長のほうからお答えをさせていただきます。

東部地区基盤整備推進室長（石山紋治君） 今岩佐孝子議員から再質問ありました来年度以降ということなんですけれども、町長説明したとおり、現在県のほうで補完工事進めております。また、6月の30日に産建の常任委員会のほうで現地のほうに行ったときにも孝子議員のほうには説明させていただきましたけれども、現在補完工事としては暗渠排水とか今阿武隈川のしゅんせつ等々入れた客土のほうを行っております。それが今年度いっぱい補完工事かかりまして、補完工事後には営農できる農地になりますのでその後は、来年度以降は耕作者さんのほうでちゃんとした営農がしていただければこういう荒れ地のほうはなくなるというふうに考えてございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。町長、県とかに頼んでいる主管課といっても総責任はトップです。投げやりな回答しかいただいていません。情けないです。未耕作農地の管理をどのようにしていく方針なのか。現在中浜小学校今年度は中浜小学校の東側に環境美化、緑肥を考慮したヒマワリ畑などのように花畑をつくっていただいています。4年前からだったのでしょうか。それで何人ぐらい、そしてその効果のほどはどのようになっているのか。その辺についてお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。この件についても担当のほうからお答えをさせていただきますが、ヒマワリ畑につきましては商工観光交流課長からお答えをさせていただきます。

商工観光交流課長（大和田 敦君）はい、議長。お答え申し上げます。今年のお祭りというふうな形で開催はできなかつたんですけれども、耕作者さんが一生懸命植えていただいたというふうなこともありまして、8月2日から15日までの間2週間、この間でご来場いただいた方々は約2万6,000人、ただ、今年是一般社団法人まちづくり山元の方々に高見台を設置していただいたというふうなこともございますし、あいにく期間中雨続きでなかなか客足が伸びないといいますが、あったものですから耕作者と協議して刈取りを1週間先送りしていただいた。実質は開放した期間は非公表ではありますがけれども

3週間としたところでありまして、この3週間のうちに来ていただいた方々について総計で約3万9,000人。ただし、この数字については朝9時から夕方までの数字でっております。岩佐議員ご承知のとおり、朝早く来られる方もおりますし、夕日をバックに写真を撮られる方などもおられますので、そういった方々も含めると相当程度の方々に来ていただいて、刈り取りも含めて楽しんでいただけたのかなというふうに考えております。以上になります。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。ヒマワリ畑に来て、そして遺構中浜小学校、あの辺を見学なさっておられた方が非常に多かったです。親子連れ、そういうふうなことからすれば花畑をもう少し多くしたら荒地にしておくよりは環境美化も含めたものにしていくべきだと思います。昨日の同僚議員の提案にもありましたけれども、ソバとかナノハナとか町長が就任当時おっしゃっていたお花畑構想というのがありましたよね。そんなことを山側もちろん必要だと思います。町内一円にそういうものを植えて四季折々の四季に応じた花卉類を植えることにより農地を肥沃にしていき、そして環境美化、交流人口につながるのではないかと思います、その辺の考えは町長にはおありでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員からご紹介していただいたように、私も就任当初から花畑という話をしてくれておりますので、そういう考えはずっと持っております。今回の景観形成を兼ねた緑地、緑肥、これなどについてもそういう考えを踏襲した一環でもございます。基本的には宮城県は花をめでられる方の割合が全国的に多い土地柄でもございますので、引き続きお話のあったような町内随所でという形を実現できれば大変ありがたいなというふうに思います。問題は今回のようにもともと営農にしっかり取り組んでいるところで緑肥と景観形成を兼ねたということであれば比較的スムーズにいくわけでございますけれども、仮に耕作放棄地なり遠くのほうの未耕作地にあっても誰がやりますかという、そこが問題なわけです。一旦耕作者が決まればブロックローテーション的な考え方でお花畑と地力回復をかねてというのは可能でございますけれども、実際やる方がいないことにはなかなか他の部分についてもやりたくてもやれないという部分がございます。それはいろいろとお知恵をちょうだいしたい、町もいろいろと工夫を重ねながらということが必要になってきますので、できるだけ誘客、交流人口拡大に資する部分、大切にしていきたいなというふうには思います。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。誰がやってくれるか、できないだろうではなくやるためにはどういうふうにしたらいだろう、どういうふうな協力をもらおう、そういうふうに前向きに取り組んでいただきたいと思います。主管課にだけ投げるのではなく全体でみんなで力を合わせることが大事だと思います。そして、これもまた昨日同僚議員が申しておりました。駅周辺などの農地はイチゴやブドウ、野菜などの農業体験できるようにしてもいいのではないかと、私も賛成です。あそこにただ買いに来るよりも自分で手をかけて心をかければまた農作物に対しての心も違ってくると思います。そこで公営住宅の方々の共同農園とか農業体験の指導による高齢者の方々の生きがい対策になるのではないかと、健康寿命の延伸を図ることができるのではないかと、思うんですが、この辺については町長、昨日の回答もあつたようなんですが、再度ご回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。そうですね。前段の昨日の農園はお答えしたとおりでございますので重複は避けますけれども、今新たにお話のありました家庭菜園的な近隣の住宅等

にお住いの方の活用も含めてという部分については、これは私は農業委員会なり担当部署のほうには以前から検討を指示しておりますけれども、なかなか現実に至っていないという状況がございますけれども、引き続きこういう場での問題提起も含めて担当の農業委員会を中心にしっかり検討を進めてまいりたいというふうに思います。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。先ほどのヒマワリ畑もなんですけれども、全国に放映されましたね、テレビ放映。それで大分反響がありました。そういうふうなPRをするとあそこに行ったら俺も花植え手伝うかなとかという人も出てくるのではないかと私は思います。そういうことからしたら、先ほど町長どうするや、荒れるかもしれないとかという話がありましたけれども、そういう時間と体力のあるような人たち町内にもいっぱいいるんです。そういう人たちをぜひ生きがいを見出すためにも一歩踏み出してもらいたいと思っています。東北の中心地の仙台から約40分、常磐道を利用して東京方面からでも約4時間半、交通自然に恵まれております。関東方面からも日帰りで来る人もいます。荒れた土地を見せるのではなく、お花畑とか体験ができるそういうふうな物腰、基幹産業である農業をもっと充実させるためにも私は必要なことだと思っております。そんなことを考えると悲観的な回答だけしないでください。ぜひ前向きな回答願いたいと思っています。

では2点目、コロナ感染が増加してきていますけれども、このことについてお尋ねいたします。我が町でのコロナワクチン接種率は接種希望者の約94パーセント、12歳以下は誕生日が来なければまだ接種できないという6年生からの声がありました。でも、最近10歳未満、10代の子供たちの感染者が増加してきております。大衡村では8人、名取市では10人等の保育施設でクラスターが発生しています。当町の対策本部ではどのように考え対策を実施していくのかお伺いします。

1項目目です。保育所や児童クラブが休所になった際、行き場がなくなった子供たちを保育する施設を設置する考えはないか。この辺について再度確認をします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは先ほど1問目でお答えしたとおりでございます。今の制度の中ではまずはしばらくは自宅を中心に一定の期間待機をしていただくという中で、やりくりをせざるを得ないというふうなことでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。前回、去年の4月の末、5月だったでしょうか。あのときには保護者が医療関係者の子供たちは15人から30人ぐらい預かっていただきました。あのときは保育所では感染者がいなかったということだったんですけれども、児童クラブもいなかったということなんですけれども、もしということでお話ししているんですが、あの施設が利用できなくなった場合には休所するというふうな回答だったんですが、それでも医療関係なりどこにも頼めないという人たちのためにはどのような対応をしようと思っておりますでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは医療施設、医療機関、それぞれ医師会なり医療機関の中での相互の連携支援等もございまして、一義的にはそういう形でそれぞれの餅は餅屋で対応、努力をしていただくということが必要であろうかというふうに思います。困難な場面になればなるほど、町としての相互調整というものは非常に問われるわけですが、今の段階ではまずはそれぞれがしっかりと危機管理意識を持って一定の期間、安全な対策対応をしっかりそれぞれのご家庭も含めて対応していただくというのが、これが基本になりますのでそれを再認識していただければありがたいなというふうに思い

ます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。再認識するのは分かります。でも、どうしても頼まなければ保育所なり児童クラブに頼まなければならないという方が出てくるはずです。そういうときの対応、施設をどのようにするかということでの町長の考えを伺っているんです。対策本部長としての考えをお聞かせください。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。町としても最大限の対応は災害対応を含めてこういう感染症対策も含めてやるわけでございますけれども、全ては職員が機能分担をする、理解をしながら進めることが肝要でございますので、この場で私は一存であだこうだと言うのは、この種の対策本部の中で全て協議しながらということになりますので、やれないことまでを私が言ってもなかなか難しい問題でございますので、対策本部のほうでそういうことを想定した場合、我々としてどこまで何をすべきかというのを確認しながら一つ一つ確実に対応していく必要があるかなというふうに思っております。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。当町でも10歳未満の子供たちの感染者が出ました。そのときに対策本部は開催していますか。どのような形で対策本部を実施したのか伺います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。感染の状況、そのケースが例えば家族構成がどうで、あるいは保育所に行かされている、あるいは小学校中学校に行かされている、そういう状況を見ながらの対応ということになりますので、10歳の方があれしたからすぐに対策本部ということにはならないわけございまして、濃厚接触者、さらなる感染の拡大というふうなそういう可能性を一つ一つ保健所の情報をベースに確認しながら対策本部を必要に応じて開催をしてきているというふうな状況になります。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。今の回答は責任は家庭、保護者、対策本部は状況を確認し把握するだけだというふうにしかな受け取れません。対策本部とは何ですか。これ以上感染者を増やさない、そして子供たちその感染しないように住民の人たちをどのようにして守っていけるか、そんなことを話し合い実践していくのが対策本部ではないんですか。私はそういうふうと思うんですけれども、違うんでしょうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。行きつくところはそのとおりでございますので、だから、その前段として1人発生したから、何歳の人が発生したからすぐ対策本部開いているわけではございませんよというお話を申し上げました。その先に考えながらやっていることは議員おっしゃるとおりでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。全然対策をしようというふうな姿が姿勢は見られません。幼児はマスク着用は困難です。そんなことでの解決策とかそういうふうな対策は考えたことありますか。そしてまた、坂元から送迎ステーション、送迎バスで来る子供たち、三密が想定されます。そんなことも対策としては話し合い、主管課だけではないんです。町全体で考えなければならないんです。どう思われますか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。必要な部分は全体で考えなければならない。学校、小学校、保育所、それぞれの管理者あるいは責任者が一義的におるわけでございますから、まず可能な限りはそこであれして、それでもという対応の限界的なものがあればそれは必要に応じて善後策を協議しながら全体的な対応も、これは当然していくというのはこれは災害でも何でも今回の感染でも同じでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。本当に情けないですね。私の回答に対しては毎回主管課でありその担当部署だというようなことで本当に責任を感じながら仕事しているんでしょうか。

つばめの杜保育所は定員150人です。そこに自信を持ってほこらあげしに160名以上の幼児を保育していると回答なさることがあります。三密にはなりません。子供たちの安全を確保するためには三密を避けて田舎のよさである広々としたところに保育所を建設すべきであり、保育事業を行うべきだと思います。近くて近いところに保育施設、教育施設を建設し子育てしやすい真剣になって子供が子育てできるようなそんな環境をすべきではないでしょうか。坂元地区に移住定住20万円、30万円多く補助金を出すというふうな話もありました。出しています。でも、町長、考えてみてください。保育所の中学校もなくなり、もうすぐ小学校もなくなってしまうんです。そんなところに誰が来ますか。子育てしやすい環境と言えますか。コロナだったら田舎は田舎でマスクもしなくてもいいようなそんな安心してできるようなそんな環境での保育を望みます。

次、2項目めに入っていますか。2項目め、小中学校が休校になった場合なんですけれども、他市町村においてはコロナ禍により授業再開できない学校ではオンラインの授業、分散登校実施しているようです。当町においては、先ほどオンラインを実施する予定だというふうな話がありましたけれども、その辺の内容、実施までの経過などをお話ししていただきたいと思います。伺います。

教育長（菊池卓郎君） はい、議長。オンラインによる家庭での学習ということにつきましては、大きく2つの形態が考えられます。1つは普通に学校の授業をやっている中で今1人1台配布しているタブレットを家庭に持ち帰らせて家庭学習を、それを通して家庭学習を行うという平常時でのオンラインということが1つ考えられます。もう1つは非常時でのオンライン学習ということで、今コロナ感染が拡大することで臨時休業等が長期にわたる場合などについてはオンラインを活用した学習ということに取り組む必要も出てくるかなと思います。ただ、現状として今年度タブレット等ICTが学校現場に入りまして、今授業でそのICTを活用した授業、学習は各学校で始まっています。ただ、これをすぐ家庭に持ち帰らせて学習に使えるかという、段階的に進めていかないとすぐにはできないという部分があります。それはその使い方をどうするかと、家庭に持ち帰ったときのルールをきちんと決めるということとか、家庭によってはインターネットに接続できる環境のある家庭とそういう環境のない家庭がありますので、そういう環境がない家庭には、教育委員会で準備しているんですが、インターネットを活用できるようなルーターを貸出しをする。それを使ってタブレットを使ったオンライン学習ができるようにする。ただ、このことについては今、まだ段階的に試しでそういうことをやるというところまでまだ、はっきり言って行っていないんです。今ルールは整備しつつあります。今後は学校を通して1度、2度家庭に持ち帰らせてのオンライン学習に取り組ませた上で、あとは緊急時に備えても使えるように進めていきたい。見通しとしては10月中辺りをめどに今申し上げたような取組ができればと考えているところです。以上です。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。今教育長の回答にあったようにオンライン、なかなか先生方も多忙を極めている中での実施に移していくことだと思います。そして今ルーターの貸出しをするということだと使用料とかがかかると思うんです。そういうことも問題になると思うんですが、そういうときには各家庭の負担のないようにすべきではないかと思うんですが、その辺について町長はどのようにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。まずは教育委員会のほうでしっかりこの実現に向けての条件、環境整備を整える中で相談があれば相談に乗っていきたいなというふうに思います。

教育長（菊池卓郎君） はい、議長。今お話のあった件については、基本的に通信料の負担はご家庭にお願いしたいというふうに考えております。今既に各家庭でインターネットにつながるような状況になっている場合にはタブレットを家庭に持ち帰った場合でもそれに乗るような形で使える。そういう場合には基本的にはその家庭で負担しているという形です。そういう環境がない場合、ルーターを貸出しするということなのですが、先ほど申し上げたそういう環境が整っている家庭と同じような考え方ということで、基本的には家庭でのご負担ということで考えております。以上です。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。それぞれの家庭でというふうなことは分かりますけれども、Wi-Fiとかそういうふうなインターネット環境ができないということは家庭的な関係もあると思うんです。そういうことからしたならば、家庭に負担をかけないようにということで先ほど私町長に質問したんですが、する気はないということで受け止めておきます。山元町は15人、20人の教室でまだ分散とかあとはそんなに拡大していないということからなんですけれども、大人数になればなるほど課題が大きくなると思います。学校再編はもう一度考えるべきだと思っております。その辺についても再度検討していただきたいと思います。

議長（岩佐哲也君） 次に入るんですか。

ここで暫時休憩としたいと思います。次に入るんですね。

議長（岩佐哲也君） 暫時休憩とします。再開は14時20分、2時20分とします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

議長（岩佐哲也君） 休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） 9番岩佐孝子君の再質問を許します。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。それでは4点目、複合施設の整備と茶室の整備執行停止の部分についてお尋ねをします。先ほど町長の回答の中に今年度の地震などの災害により歳出が増大することからというふうな話がありました。事業執行停止をしたのは茶室というふうに聞いているんですが、そのほかには何事業ぐらいあったんでしょうか。その辺についてお尋ねします。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。今回の事業の執行停止の関係については、茶室だけでございます。ほかの状況を勘案しながら、ちょっと様子を見ましょうということでこの施設だけでございます。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。茶室のみですか。普通は生活に密着したものはそのままですけれども、ほかについては幾らかかるかも分からないような事業は停止するはずだと思うんですが、そしてこの執行停止事業については執行部から指示されたというふうに6月の教育委員会の会議録に記載されていますけれども、どのような基準でこのようなことになったのか理由をお聞かせください。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。これについては7月21日の議会全員協議会でも担当課のほうで資料でもって丁寧にご説明申し上げているはずでございます。それ以上の説明はございません。もし何だったら担当課長のほうから再度ご説明申し上げますけれども。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。これに会議録を見ますと5,000万円の6月時点での災害復旧費の予算が7億円を超える規模に達していることから、5,000万円を超える茶室工事に伴う実施設計業務は執行停止にしたいということを求めてきたのは町執行部からの指示ですということなので、私はどういうふうな意図なのか。それは意図とするものは執行部からでしょう。だから、私今執行部のほうの町長に確認をしているんですがご回答願います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。私は先ほど申し上げたかったのは、だからそういうことも含めて担当課のほうからかくかくしかじかの理由でというようなことは皆さんのほうに申し上げてきておりますのでというふうな趣旨でございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。執行部からの説明はできないということですね。それではこれは停止にしようというのはいつごろに検討したのか。検討したとすれば、検討した期間、検討メンバーについてお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。これについては新年度に入りいろいろ地震、2月の地震被害があって中学校の体育館を中心としたもの、あるいは体育館、町民体育館の関係等々、結構な災害復旧の予算規模が膨らむといったこと、さらには町民体育館の復旧費についてはこれまで判明していた7億円に含まれていない部分がある、要はこれからの調査の結果いかんによってはさらに町民体育館の復旧関係の費用がかさむ、プラスになる可能性があるというふうなことも含めて、一時ちょっと様子を見る必要があるというそういう全体の中での判断として教育委員会のほうでもこれを検討してもらおうことにしたというふうな流れになっております。

議 長（岩佐哲也君）検討期間は先ほど地震が発生した時点、あの時点で金額がいろいろなもので膨大になったのでということです。ただ、誰々で検討したというのはちょっとなかったかと思えます。後半の部分。会議とかの内容を多少、いつごろどんなというのをもし説明できるようであれば資料を持っていれば。なければ暫時休憩としますが、説明できますか。暫時休憩としますか。答えられますか。

議 長（岩佐哲也君）暫時休憩とします。休憩は10分間休憩とします。再開は40分とします。

午後2時27分 休 憩

午後2時40分 再 開

議 長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（岩佐哲也君）先ほど9番岩佐孝子議員から茶室の整備の停止に至った経過、期間、どういう会議で、あるいはその会議のメンバーも含めてその辺の経過について町長より答弁を求めます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お時間をちょうだいいたしました。改めてこの茶室の実施設計の予算の一時停止関係の流れについて順を追ってお話を申し上げたいというふうに思います。

6月の定例会を控えて補正予算編成を控える中で、災害復旧に要する各種の施設の調査が進んできておりまして、先ほど申したように今回災害復旧費の予算規模が膨大になるなどという問題意識の中で、まずは副町長なり財政を所管する財政課長とその辺の状況

把握、問題意識を共有し、そして次の段階では私の部屋で教育長なり生涯学習課長、副町長、総務課長等がこの問題の対応を協議をし、ぜひ教育委員会のほうでも一定の検討を進めてほしいということで、これは5月の末ごろの段階でございます。5月の末、その段階で、この資料にも書いてございますけれども、5月の末までに教育委員会が定例会が開かれますのでそういう中で検討をしてほしいというふうなことを打ち合わせをしております。その後、教育委員会のほうでは最終的には6月末の定例会の中でこの執行停止のご理解をいただきましたので、7月5日に課長会議の中でかくかくしかじかの中で教育委員会にもご理解をいただいたのでということで資料でもって説明をし、その後、7月7日の産建常任委員会なり7月21日の全員協議会のほうにも資料でもってご説明を申し上げてきたというそういう経緯経過でございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。財政課長と最初に共通理解を図ったというのが定例議会に臨むに当たってということで捉えていいんですね。そういうことでいろいろな話をしながら5月末に町長室で財政課長と教育長、そして生涯学習課長、あとはどなただったのか私ちょっとメモ、副町長の4名ですか。総務課長、そういうところで5,000万円以上というところで茶室だけがターゲットになったんでしょうか。ほかにも5,000万円以上、大玉事業というのがあったんですが何でそこだけがターゲットになったんでしょうか。その辺、ご回答願います。町長にご回答願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど来から触れていますように、7億円規模のまずは災害復旧費の全体像がつかめていましたので、さらにまた体育館の今後の調査が進む中で一定の事業費の範囲内で対応できればという部分もございましてけれども、最悪は全面的に建て替えなければならないというふうなそういうケースもあり得るかもしれないということなどを含めると、一定程度のものについてはちょっと様子を見て体育館の結果を待ってから改めてということで対応したというふうなことでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。その予算の中でというようなことと、今からの体育文化センターのところの結果を見てということだったんですけれども、総合計画とか過疎地域持続的計画の中では地域文化振興施設の中で令和3年から7年までにというような計画をされていたんですが、7年度までには実施する予定はそういうふうな意思はあるのかどうか。その辺について確認させてください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。当初予定していた計画、そしてその後の予期しない自然災害というふうなものが発生してきている中で、その時々状況を見据えながら事業の進捗管理を、我々としては図っているというところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。にもかかわらず、パークゴルフ場を含む複合施設、それについては何も触れられていません。パークゴルフ場、複合施設、そういうことで健康増進とかコミュニティーそういうふうなこともあるでしょう。文化財は文化財である茶室は地域の財産です。地域の宝なんです。歴史愛好会の人たち、そして地元下郷の人たち、草刈りをしたり整備をしてくれています。そういうことも考えたなら執行停止と言っては見たものの、もう一回考え直す、見直すというふうなことを望んでおきます。そして複合施設、昨日の回答にもありましたけれども健康寿命の延伸とかそういうふうな話がありましたけれども、複合施設については費用対効果はどのように想定していますでしょうか、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。費用対効果と聞いた部分は今後の業務委託の中でも相当程度明

らかになるというふうに思いますけれども、これまではその定性的なことで申し上げはしてきたのは、昨日も竹内議員への回答でも申し上げたとおり、健康寿命の延伸とか医療費の削減とか雇用が一定程度期待できるとかいざというときの車の避難所機能も持つことができるとか、あるいは交流人口が確保できるとかスポーツを通じてのコミュニケーションが図られるとか、まさに多岐にわたるといふふうに思いますので、それを一定の期間で見れば見るほどそういう費用に対しての効果というのは相当大きなものとして期待できるのかというふうに思っておるところでございます。

9 番（岩佐孝子君）はい、議長。それではどれぐらいかかるのかとか菓匠三全のところにするといふふうに決めたのはいつごろ、それこそ先ほど言った年月ではなくどういふような組織の期間の中でどんなメンバーと決定したのか、それを再度確認させていただいてよろしいでしょうか。

議長（岩佐哲也君）これは複合施設についてですか。これは通告外になりますので。茶室の停止についてということで、複合施設は進められているがという考えで、ポイントはこちらのほうにあるので。（「複合施設の整備検討が進められている中、茶室の整備が執行停止になったが先ほどは茶室のみというふうな回答だったんですけれども、ほかにもあるのかということで、これらの施設整備を同時に進める考えはないかというふうなことでだったので、私は複合施設ということと同時進行するために確認をさせていただいているんですが違うんですか」の声あり）

茶室の整備停止以外に何かあるのかということで、それはないという返事でしたからそれはそれで。複合施設についての費用対効果というのは質問には入っていない、通告には入っていない。入っていませんよ。通告外。（不規則発言あり）そのように受け取れませんので。そういう意味ではありません。通告をもう少し正確に書いていないところにはそのようには書いていません。茶室にポイントを絞った書き方になっていますので、茶室の停止と言う形での議題になっているということでございます。このようにはとれませんので。（不規則発言あり）皆さんはどうですか。（「休憩」との声あり。）

議長（岩佐哲也君）暫時休憩とします。再開は 15 時 10 分、3 時 10 分とします。

午後 2 時 52 分 休 憩

午後 3 時 10 分 再 開

議長（岩佐哲也君）休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）時間を取らせてすみませんでした。

ただいま議運が開催され、討議されました。結果について事務局長より報告させます。

議会事務局長（桔梗俊幸君）はい、議長。報告いたします。

ただいま 9 番岩佐孝子議員の大綱 1 の 4 点目の質問に対する議長の通告外との判断についての協議が先ほど議会運営委員会のほうで開催されました。

内容につきましては、この大綱 1 の（4）の中に質問の中の内容については複合施設と茶室整備が同時に進められるというような質問になっていますので、一定程度複合施設に関する質問も認めるというふうな結果でございます。ただし、一方的にこの質問が複合施設のない場合は議長の采配で制する場合があるということも申し添えて決定して

ございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君） 9番岩佐孝子君の再質問を許します。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。財政調整基金やなんかも少なくなっている中で複合施設、なぜ強引に襲おうとしているのか分かりません。そして、全員協議会での質疑とか課題は解決しているのか、その辺も確認をさせていただきたいと思ったんですが、それすると多分そういうことも確認をさせていただきたいと思うんですが、町長、回答願います。

議長（岩佐哲也君） 複合施設はまだ具体的に進んでいないということなんだけれども、中身も金額も。ということでのあれなんだけれども、これの説明はしようがなかろうかと思うんだけれども、町長、その辺についてはどうなのか。複合施設についての説明なんでしょう、今。それを求めているんでしょう。余りあれするところまではいかないまでも、このところで説明できる範囲でちょっと説明いただいて。具体的にはまだ中身も何も出てきていないから、ただやりたいというだけの話で検討に入っているという段階でしょうけれども。現在の複合施設の状況として。先ほどの話は茶室の整備停止、一時停止、これについてはいろいろる説明があって、それ以上、それ以外5,000万円以上で停止するのはないのかという、その前段の話ではそれはなくて茶室だけだという話だったんですね。その後に複合施設などもあるんだけれども、それは対象、停止ということではなかったのかというような意味の質問だったと思う。それに対してまだ複合施設そのものの中身、再度。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。先ほどは茶室の分は分かりました。6人でということだったんですけれども、複合施設を決定した組織、期間、そのメンバーとかについてもお尋ねしていたんですが、その回答もお願いしてよろしいでしょうか。その回答願います。

議長（岩佐哲也君） 何を決定した、発注したものですか。1,500万円の発注。もう一回。

9番（岩佐孝子君） はい、議長。菓匠三全のところに建設をする予定だというふうなのは聞きました。でも、その建設予定地についてはいつごろ、どこで、どんな組織の中で、どんなメンバーで、どんな経緯で決定したのか。その辺についてご回答願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。この場で今のお尋ねに答えられる準備はございません。大変申しわけございませんが。少なくともその手の確認なりお答えについては一定程度これまでも要所要所での確認があってご説明を申し上げてきておりますので、この場で改めて確認されるべき内容では、私はないというふうにも考えるところでございます。

生涯学習課長（佐山 学君） はい、議長。私のほうから説明できる部分としてさせていただきますが、複合施設ということなんですけれども、要はパークゴルフ場を整備するという延長上に複合施設の計画というのが移行してきました。それで、パークゴルフ場をどこにするかという選定地を決める上で、比較をしていったわけです。具体的に申しますと坂元駅の東側、それから菓匠三全、今議論になっている土地、それから戸花山の西側なども情報を出させていただきながら真庭土取り場ということで、坂元を中心に4か所を候補地として選定をさせていただく中で比較表を作りまして、その比較表を点数化をして、最終的に菓匠三全の土地が有利だという結論に当時は至っています。具体的な打ち合わせ、会議、そういったタイミングなんですけど、実際に全協の場面には令和2年1月22日に最終的に決定をしましたというそういう説明をしています。その全協にご説明をする前の段階として1月20日に課長会議がありましたので、そこで組織確認をしたといった流れです。これは当時の流れですから、振り返り説明をさせていただきました。以

上です。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。私はパークゴルフ場の件を聞いたのではなく、複合施設に移ったことも含めての回答を求めたものでございます。町長は答弁拒否のようでございますので、非常に町民を私は一応町民を代表しながら、でもあなたの説明が悪いのではないのかとさっきも町長に言われましたけれども、そういうことではなく、パークゴルフとか複合施設も否定はしません。健康増進、元気で長生き、健康寿命の延伸も大事だとは思いますが。でも、今やらなければならないのは何ですか。今大切なものは何ですか。ないからできないのではなく先人が風土の中で培い育んできた文化、心の栄養のほうが私は大事だと思います。次代へ継承することが必要ではないでしょうか。町長のマニフェストを強引に実行するのではなく、ちょっと立ち止まりそして多くの住民の方々の声に耳を傾け心を傾けそして事業展開されることを求めています。求めておきます。そして3項目め、先ほどの複合施設、そして茶室の執行停止、回答をいただかなかったということで私は捉えておきます。自分の中だけで自分のマニフェストだけが大事だということが分かりました。

3点目です。台風シーズンを迎えるに当たり道路、その部分については一生懸命現課ではやっけていただいております。今後とも1日も早い復旧・復興に向けて早急に対応していただくことを求め私の一般質問をいたします。今後ともご尽力願います。

議長（岩佐哲也君）9番岩佐孝子君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、8番遠藤龍之君の質問を許します。やってください。遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。8番遠藤龍之です。2021年度1年の第3回山元町議会定例会に当たり町民の皆さんが要望する諸課題をはじめ今後のまちづくり、そして今町民から寄せられ指摘されている問題など町政全般にわたり一般質問を行い町長の所見を伺うものであります。

1件目は山元町財政についてであります。

令和3年度当初予算案の概要の中から山元町財政について健全で持続可能な財政運営を図るため、中期財政見通しを踏まえながら事業の優先順位づけ、年次計画の見直し、検討など財政規律の維持に努めたほか、各種基金など様々な財源を積極的に活用し将来にわたる財政健全化の確保に配慮、そしてまた財政運営状況について現在のところ大きな動きは見られないとし、町財政の現状に大きな不安、懸念はしていないようですが、町民の皆さんからは今の町の税金、公金の使い方不安を抱いているということも聞こえてくることから、次の点についてお伺いいたします。

1点目は町財政の現状をどう見ているか。

2点目は維持管理費のこの間の推移と今後の見通しについてであります。

3点目は経常収支比率のこの間の推移から町の評価はどうであったか伺うものであります。

4点目は新規事業へ充てられる財源は十分に確保できているのか、どう考えているのか伺うものであります。

5点目は各種基金の運用状況と今後の生かし方についてであります。

2件目の質問は繰越明許費の取扱い、対応についてであります。

地方公共団体の予算について会計年度独立が原則とされております。今回、問題となっております福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業予算の流れとして説明されている繰越明許費明許事業について、その取扱い、対応に問題があると指摘されているが次の点についてお伺いするものであります。

1点目は福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業の繰越明許費の取扱い、対応についての町長の認識についてお伺いするものであります。

2点目は予算上における繰越明許費、事故繰越しの取扱いの流れについてお伺いします。

3点目は福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業の繰越明許費の取扱い、対応は会計年度独立の原則に抵触するのではないかという具体的な質問であります。

以上2件、私の一般質問といたします。

議長（岩佐哲也君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、山元町の財政についての1点目、町財政の現状について及び震災前後の経常収支比率の推移についてですが、関連がありますので、一括してご回答いたします。

昨年度の決算ベースにおいて震災復興関連事業がおおむね完遂に近づく中、歳出額は平成24年度の約716億円をピークに年々減少傾向にあり、昨年度は大雨地震に係る災害復旧事業、コロナ感染症対策事業と臨時的な大きな支出があったことから一昨年度より約33億円増の約147億円となったものの、ピーク時の5分の1程度であることから年々震災前の水準に収束してきているものと認識しております。主な財政分析指標に目を向けますと、全体的に顕著な変化は見られないものの昨年度実質収支比率は多くの繰越事業等の影響により一昨年度より1.8ポイント増の19.8パーセント、また財政力指数は0.40となり、一昨年度より0.02ポイント改善しております。また、経常収支比率については震災前の平成22年度には90.9パーセントでありましたが、震災以降は復興事業に伴うマンパワーの確保や新たに整備した各種施設等の維持管理費等が増加した一方、公債費の減少により経常的経費に大きな差は見られないものの税収や臨時財政対策債の減少により経常的一般財源、収入が減少したこと等の要因から平成23年度から昨年までの10年間の平均は93.1パーセントとなり、財政構造の硬直化が震災以前より若干進んでいるものと認識しております。しかしながら、県内市町村の過去3年平均の比率を見ますと93.4パーセントであることから、本町の平均は平均的な水準であるとも認識しております。また、財政健全化判断比率関連においても実質公債費比率は7.8パーセント、一昨年度より2.1ポイント改善しておりますが、今年度から過疎対策事業債の償還が始まり、公債費の増加が見込まれることから、今後比率は増加傾向にあるものと認識しております。

次、2点目、維持管理費の推移と見通しについてですが、本町の維持管理費については震災前の平成22年度決算時の約3億5,000万円と比較して昨年までの3か年平均では約6億8,000万円と約3,000万円増加しております。この維持管理費の主な項目は各年の事業費の約3割を道路河川等の維持管理費が占めており、経年劣化等による設備の修繕工事等によるものとなっております。また、町が所有する施設については震災による災害復旧事業等で役場庁舎や山下第二小学校を整備するとともに、新たに山下地域交流センター、子どもセンター等を建設するなど施設数は数は震災前から増

加しており、維持管理費が増加している要因の一つとなっております。今後の各施設の維持管理方針については毎年度庁舎をはじめとする各施設の個別施設計画を策定し、今年度は公共施設等総合管理計画の更新を進めておりますが、修繕等を計画的なサイクルで実施することにより維持管理費の削減や平準化に取り組んでまいります。

次に4点目、新規事業の財源確保は十分かについてですが、各種事業の財源は予算書にも記載のとおり、国県支出金、地方債、その他の特定財源と一般財源で構成されております。一般論として、新規事業に取り組むに当たりまず国県の補助メニューに該当するかを検討し、次にその他の特定財源がないか、地方債の該当事業かどうかを検討し、最終的に不足する財源には一般財源を充てることとなります。この際、一般財源が多額に必要な場合は複数年に分けた事業実施や重要性、緊急性等総合的に勘案し、事業を見直しする等の判断をするケースもあります。ご指摘のありました財源の確保についてはその新規事業の内容や規模等により、その都度検討することとなりますが、中期財政見通しや各種計画を踏まえながら健全で持続可能な財政運営を維持するためにも、引き続き本町にとって最も有利な財源確保を模索してまいります。

次に5点目、各種基金の運用状況の今後の生かし方についてですが、一般会計の各種基金総額については昨年度末現在高で約97億円であり、一昨年度末残高約125億円と比較すると約28億円の減となっております。基金は議会の議決を得た条例に基づいて設置しており、将来の財政負担に備え毎年度予算において各種基金からの取り崩しや積立てを行っております。また、基金には全て目的があり、それぞれの基金条例の目的に沿って活用する必要がありますが、各種事業の趣旨や目的を確実に捉え、こうした基金を計画的に運用、活用していくことが持続可能な財政運営には必要不可欠であると認識しております。今後もこれまで以上に事務事業の必要性や有益性、将来への影響に留意して事業の選択と集中を行い、無駄がなく実効性の高い施策を進め、安定的計画的に基金を活用しながら町が直面する重要な課題に対応してまいります。

次に大綱第2、繰越明許費の取扱い、対応についての1点目、福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業の繰越明許費の取扱い、対応の認識について、2点目、予算上における繰越明許費、事故繰越の取扱いの流れ、及び3点目、会計年度独立の原則との抵触についてですが、関連がありますので一括してご回答いたします。

地方公共団体の予算は地方自治法において歳出予算の経費のうちその性質上、または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのものについては予算議決を経て翌年度に繰り越して使用できるものとしており、町といたしましてもこの経費を繰越明許費として取り扱っております。同様に、予算をより効果的に執行するため、繰越明許費の活用だけでは不十分である点を補完しようとした考え方が事故繰越とされており、歳出予算の経費の金額のうち支出負担行為をし避けがたい事故や災害のため、年度内に支出を終わらなかったものを繰り越して使用する場合において行うものとして取り扱っております。ご指摘のありました福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業の繰越明許費の取扱い、対応については今年2月に発生した地震被害ということもあり、昨年度内には事業が終わらないという判断からさきの第1回議会定例会において災害復旧に係る補正予算に加え、繰越明許費をご提案し、ご可決を賜ったところであります。しかしながら、災害復旧事業の財源となる地方債については年度をまたぐこの時期の災害復旧に関しては経験が乏しかったこともあり、昨年度繰り越した事業は今年度に

入り起債の協議をすることで対応は可能であるとの認識であったことや、県と協議しながら調整したこともあり、不備があればアドバイスをいただけるという期待感もあったことなどもろもろの原因が重なり、その結果、財源として見込んでいた地方債に財源不足が生じることが判明したところであります。その後の対応として、県に対して地方自治法の見解を確認した上で未着手のものについては繰越予算を執行せず、さきの第2回議会定例会において改めて予算を計上し直し、ご可決を賜ったところであります。地方自治法で定める会計年度及び独立の原則は各会計年度の歳出予算の支出の全てをその年度内に終わらせて、2年度に関係させないことを理想としているものであり、毎年度の歳出はその年度の収入をもって充てるものとされており、これに対する例外として繰越明許費が定められております。今回の災害復旧事業に関してはこれに沿った形で、先ほど申し上げましたとおり県にも確認をし、対応したところであります。いずれにいたしましても、今回の繰越明許費に係る地方債の財源不足に関しましてはまことに遺憾であり、深く反省するとともに今後事務遂行に当たっては原理原則を改めて確認し、法令法規を確実に遵守するなど再発防止のため鋭意努めてまいり所存であります。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）8番遠藤龍之君の再質問を許します。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。3点目の経常収支比率の件について、まず確認します。経常収支比率については他市町村も県内の同レベルの水準であるという認識を示されて、大きな不安懸念というものの思いはないようではありますが、経常収支比率の理解なんです、財政の硬直化と一般的に言われておりますが、高くなれば具体的にはどのような影響が表れてくるのか。高くなればなるほどその硬直化というのはどういう具体的にこの財政、我々の予算執行上どういう形で表れてくるのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもご説明いたしましたように、経常的に要する経費、これが大きくなれば経常的以外の臨時的といいますか新たな支出、予算、そういうものに対応できる幅が弾力性が狭まってくるとそういうふうに理解できるのではないかと思いますけれども。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことですから、この数値が高くなれば将来の山元町の財政、あるいはそれに基づく予算執行が具体的にどういうふうになるのかということをお尋ねしたつもりなんです、今の町長の答えの中で硬直化、使える金が少なくなる、自由にといいうふうに受け止めました。次に今そのように確認しながら維持管理費のこの間の推移、ほぼ2倍ぐらい先ほどの数字ではこの辺のこれが実際経常収支比率との関係ではどう見たらいいのか。この維持管理費がどんどん上がってきたということについてのその辺についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。すみません、担当課長のほうから、財政課長のほうから、企画財政課長のほうからご説明申し上げます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回維持管理費が増加することによっての経常収支比率への影響ということで、維持補修費については今回の経常経費というところに該当いたしますので、維持管理費が増大することによりましてこちらの経常収支比率、こちらにも影響してまいるといいうふうに考えております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この辺の経常経費に当たるとこれが増えれば増えるほど経常収支比率の率も高くなるということで、自由に使える金が狭められてくるというふう

な受け止めをしたわけですが、しかしながら、この維持管理費の性格を考えたときに当然公共公費ですか。町のインフラ、あるいはを含めて維持していくために必要な経費というふうに考えたときに、これをこの歳入の中で地方交付税交付金との関係はどうか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体の関係でございますので、これは専門家の企画財政課長のほうから維持管理費が管理経費が交付税の管理経費として対象経費になるかならないかというそういうたぐいの確認だというふうに思いますが。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。地方交付税、普通交付税につきましては算定項目の中に、例えば道路の面積でありますとか延長でありますとかこういった項目がありますので、当然道路のほうに係る除草、こういったものについても道路の延長が伸びることによって増えてまいりますので普通交付税との関連というものはあるというふうに認識しております。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の取組なんですけど、この間どんどんと完了してきて整備もされてきているというのがこの間の説明で、取組状況では相当立派な避難道路というのも出来上がっているものまで、多分長さだけではなく面積等々もその対象になるかと思うんですが、それらのこの間の予算編成上というか予算措置の中でその辺は取り入れた最終的な予算計上ということに措置となっているのか。その辺の確認をいたします。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。例えば除草等につきましては必要箇所、そういったものを判断しながら行っているというようなところでございますので、新しく道路ができたことによって必要性が生じればその部分については維持管理費ということで増減なりますし、増加になりますし、そういったところで毎年予算編成の中で査定の中で必要箇所等々をヒアリングしながら予算編成のほうを行っているということでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。やっているということでもいいですね。後で調べた結果やっていたなかつたなどということになるとこれまた大変な問題につながるの、その辺は正直にいいんです。でも、私はもうそういうふうに変わっているんだから当然地方交付税交付金というのは自治体が申請するものだというふうな私理解なんです。それを国がどこまで認めるかというのはあるんだけど、俺こんなこと言って……。というそういう制度上の中が町がそれを申請しなければそれは取り上げられないという一応関係にもなっているというふうな私理解なので、そこで今のお話を確認したんですがいかがでしょうか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。交付税との算定との関係の中で査定をしているというようなことではなく、あくまでその必要性等を判断しながら各年度の予算の査定の中で箇所等を判断して予算づけを行っているということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、町としてはそういうことは考慮していないということなんですね。まず町の態度は、対応は分かりました。あとはそこそこちゃんと確認すれば分かる話なので。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと議員に確認させていただきます。今のは交付税の対算定費用に、対象になっているかなっていないかという確認ですよ。そうですね。課長が最初申しましたように、道路だったり消防団だったり、消防とかいろいろなもつと平均的な自治体の規模を標準にして、そこから道路延長が少ないとか多いとかそういう

もの全部一つ一つチェックされて、それで積み上がってくるのが交付税だということで、新しい橋梁ができたり新しい道路が供用開始されればそれも単位費用の基礎に捉えられるということで改めてご理解いただければありがたい。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことやっているかやっていないかということの確認なんです。やっていればいいんです。今のだと国が勝手にそれを認めてくれてというか国が分かっているわけ。申請しない限り分からないわけだから、それはやっているということですね。十分歳入の中でもこの部分については維持管理費増えた分等々についてはある程度の財源の確保はされているというふうに今の答弁で理解しました。

次に4点目の新規事業に充てられる財源というのをどう見ているのか、こういう動きの中で財政硬直化する中で維持管理費も増える中で新規事業に充てられる財源というのはどう見ているか。先ほどの回答ではなかなか具体的な回答にはなっていなかったのかなということで、改めて確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどの答弁で具体的なものになっていなかったという確認でございますが、いろいろな事業がございますのであくまでも一般論としてお答えを差し上げたところでございます。

議 長（岩佐哲也君）もう一度、正確に質問してください、具体的に。

町 長（齋藤俊夫君）新規事業に必要な財源確保をどのぐらいと具体的に見込んでいるかという部分ですか。これは前段の確認いただいた維持管理費なり扶助費とかいわゆる経常経費ですよ。これはもういろいろ節約とか縮減に努めるものの、90パーセントを超える割合で必要経費として確保しなければならない。残ったものというのは単純に言うとも10パーセント以内の規模になるということでございますので、そういうものをにらんで毎年の予算編成に当たるということですよ。だから、100億円であればおおむね10億円以内、七、八億円ぐらいが新規事業に振り向けられる可能性のある財源というふうに考えられるのかなと。ただ、それを一般財源を1つのものに当て込むのではなく、複数の事業に少しずつ当て込む、足りないものは先ほども言ったように国の補助率できるだけいいもの、県の補助率いいものを抱き合わせて足りないものを一般財源充てるということでございますから、仮に8億円なら8億円の一般財源あったとすればそれは結果としては何倍にも膨らんだ事業費になり得るというふうにご理解いただければというふうに思います。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。そうしたことを理解した上で質問しているんですが、具体的に確認しますと毎年毎年こういった新規事業も含めて事業計画を立てて取り組んでいますね。そしてその最も具体的な大玉事業、実施計画と何回も大玉事業と実施計画がかみ合わない部分あんだげども……。大玉事業と正式に公式に示されている事業との関係から見るとどうなのか。逆にいくと大玉事業に示されているのはこの新規事業、中には新規事業もあるかと思うんですが、その辺の関係ではどうなんだ。先ほどの事業計画で決めているのが途中で停止するとかという具体的な実際の問題もありますから、その辺の関係でどう受け止めればいいのか確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。私の答弁で足らざるところは後ろの企画財政課長に補足をさせることにして、町でご案内のとおり地域財政計画の中に今議員ご指摘の1事業500万円を目安にした大玉事業、これをベースにして各年度どの程度の事業が積み上がるか、支出が想定されるかというそういう1つの試算をしながら進めてきておるということで

ございまして、概括的なことを申し上げればこれまで財政シミュレーションを基に財政運営をしてきた中では、結果として言えることは財政シミュレーションで見込んだ一定の事業を執行した中で最終的に町の新たな事業に振り向けられることが可能な財政調整基金、これがどの程度になるかというこの見立て、シミュレーション、これは大筋でおおむねシミュレーション、試算に近いものになっているというふうなご理解をいただければというふうに思います。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。質問を変えます。新規事業と新たな事業は大玉事業で示されている中での新規事業はどのぐらいになるのか。その内容中身について確認します。大玉事業に示されているものだから、そうするとその新規事業にかけている財源とあと今いろいろ出てきた経常収支とか実際に使える金の整合というのがちゃんととれているのかということの確認の意味での質問です。

議長（岩佐哲也君）今の分かります、質問のあれ。大玉事業の中の新規事業で、その財源はしっかりと確保されているのかというその中身について質問あったかと思うんですが。そういうことですね。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員のほうでもシミュレーションの資料をお持ちのように、そこにはそういう集計はしておりません。だから即答はしかねますけれども、町としてはそこに計上しているのは総合計画なりに基づいて年次で割り振っているということとございまして、その年次によっては新たにスタートするという意味では新規事業という、そういうものは各年度に幾つか散らばっているとそういう考え方にはなるのかなと。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。これ大玉事業総合計画に基づいて作られているんです。そして実施計画ということ何回も常任委員会等々の中で確認しています。という中での私の質疑です。という立場ですっから何かこの辺の話だというようなことはしないでください。今具体的に確認しているんですから。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。お手元のほうに中期財政事業の大玉事業一覧、多分お持ちかと思うんですが、その中で歳出欄の部分、それぞれ金額記載があるかと思いますが、例えば新規という部分で申し上げますと例えば令和3年度からスタートしているようなパークゴルフ場に関するもの、こういったものが大玉事業で挙げた中での新規の今回調査で挙げさせていただいたものということとございまして。以上でございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。ここに挙げられている中での新規事業はこれを見れば分かるということだよ、今の。それを言ってもらえばいいだけの話。そのために作った資料だろうから……。大体でいいよ、大体で。

議長（岩佐哲也君）今の質問、分かりますか。分かりますね。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。お配りしております資料のほうは、繰り返しになりますがご確認いただいたとおり今回のパークゴルフ場の複合施設整備関連、こちらが該当するところで、そのほかの部分については特段新しいものというのは、令和3年度に限ってはここに記載はないのかと思いますが。失礼いたしました、ICT支援員の配置事業、こういったものも該当しているというようところとございまして。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。今のところこの実施計画から見たときに新規事業に充てられる財源はあるとこの実施計画から見たときにそう捉えていいんです。まだまだ余裕がある、新規事業にというふうな受け止めて理解で受け止めて、理解でいいのかどうか確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。あくまで新規事業を行っていく上では、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、国県の補助メニューに該当するかどうか、あるいはその他基金等特定財源がないか、あとは地方債の該当事業がないかというところで判断していくということでございますので、こちらの財源の充当するに当たっての考え方に沿って新規事業を行っているのかどうかということも判断していくということになるかというふうに思います。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。何でこの辺を確認したか、これからのまちづくりでどのぐらいの財源が確保されて、そして今後のまちづくりでも使えるのか、取り組まれるのか。先ほどは財源がないからということで何ストップ、茶室がストップしているという事情もあるわけですから、ですから、しかしながらそういう状況の中にあっても町としてはまちづくりを進めていく上では新たな事業というの確保というか取り組んでいかなければならないということでこういう計画を立てているんですから、そうしたらこの大玉事業の計画どおりに今取組の現状を確認します。進んでいるのかどうか、進まれるのかどうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のお尋ねの部分は先ほどもこれまでの財政シミュレーションの実績的な話を申し上げましたように、余り計画と実績に乖離がない形で進んできているというふうなことから、今後の動きを見据えれば一定の制度の下でシミュレーションをやっていて、余計なことを言えば財政規律にも配慮しながら運営している中では十分これまでの実績を踏まえれば対応可能なそういう財政シミュレーションになっているというふうに理解しております。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。私具体的に聞いているんです。乖離がないと言いましたが、乖離があるのではないですか。茶室を中止したということではその件についてはどうですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。私お答えしたのは、だから全体として過去のシミュレーションと実績との動き、乖離というのをご紹介しておるわけでございます。だから、例えば今回の災害地震での災害復旧絡みで財源がつくのもございますし、町民体育館みたく他に財源が期待できないようなものもあつたりしますと、それはシミュレーションなりのローリング、修正の対象にならざるを得ないという部分がこれは時たま出てきます。あるいは、4年ごとの首長選挙の中で新しい方がこういうものを目指したいということであればそういうものというふうな、そういう途中での変更の余地も当然出てくるわけでございますので、いずれある程度ものはカバーできるような今の収入支出、あるいは財政調整基金の残高になっているというようなところでございます。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。質問に対しての回答になっていません。今しかしいみじくもローリングという言葉が出ました。実施計画、俺説明すると何とも財政見通しのベースとなる総合計画の実施計画については適宜ローリングを実施する。これ令和元年の方針です。これがずっと続いているんです。これまでしてきましたか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。財政時シミュレーションを何年かに数年おきに見直ししてきていますので、大玉を中心としてローリングは重ねてきているということでも理解していただければというふうに思います。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。それは我々に示してきましたか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。財政シミュレーションについてはその都度議会にも。

議長（岩佐哲也君） 財政シミュレーションのローリングについてということ、その財政シミュレーションの実施についての。（不規則発言あり）

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。確かに議員先ほど触れられたように、ある時期までは実施計画書という形でやってきた時期もあったかというふうに思いますけれども、最近ではこの財政シミュレーションに取り組む中でそれに代わるものという形で今進行管理をしてきているということでございます。

議長（岩佐哲也君） そして、それをどう議会に説明したかという部分の質問もあったかと思うんですが、その辺について。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。その時々になんかという資料でというふうな部分あるかというふうに思いますけれども、最近では一定のものもバックデータとしてお示ししながらということで、少しずつ可能な限りの資料でもってご説明を申し上げてきたかなというふうには思いますけれども。（不規則発言あり）

議長（岩佐哲也君） 町長は今の件はご理解いただけましたでしょうか。実施計画についてのローリングをして、その結果をどのようにやったかという経過を議会のほうに説明をしていただいているのかどうか。その都度説明していただくながら説明、P D C Aではありませんけれどもそういう意味でやっていただきたいという意味も含めての質問だと思うんですが、その辺。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。今議長からも再確認ありましたように、ある時期までは実施計画という形での進行管理をしてきた部分がありますというふうにお答えしました。ある時期からはそれに代わるものとして財政シミュレーションに切り替えてきたというふうなことでご理解をいただければということでございます。先ほど来からそういうふうにご説明してきたつもりでございます。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。どこで代わった時点でまた説明してもらわないと困るんです。そういう意味で勝手に進んでもらっても困るんです。そのために俺たち確認しているんだから、ここで。確かに令和元年7月29日付の中期財政見通しについてその中に明確に示されているんです。財政見通しのベース、その後多分こういった資料が出てこなくなったから、多分そこが変わり目、変更点だとする。そしてそれをこういう中期財政見通しという形で示されていますけれども、これを示されたときに実施計画はというと同様になければならない。多分このときのあれがこいつか。このとき初めて実施計画、そしてこれはあくまでも1月だからさっき言った茶室の濃紺、どうのこうのだ、これは質問変えます。

ここからやってきたと言うのだったら、今までここまでやっていなかったんだから、もはや11月になるんだけれども、来年度についてはどのように考えているんですか。そういうふうな検討をしていけば今のような新規事業にどのくらい充てるかとか出てくるはずなんだけれども、その辺の取組についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。毎年度のシミュレーションの年次計画の中での基金残高というものが想定されるわけでございますので、そういうものをにらみながら予算の編成方針だったり予算要求、最終的に予算編成をしてという形に流れているというところでございます。具体的な新規事業を予定していた年度にやれるかやれないかとか、あるいはまた新たな国の施策なり県の施策も踏まえて新規にプラスアルファの事業も含めてとか、いろいろな検討というのはこの9月議会を終えるとそういうふうな検討準備作業に入る

というのが例年の流れでございます。理想は毎年ローリングの状況をというふうな遠藤議員からの話かもしれませんが、当初予算を中心に執行部としては大きな施策の柱に基づいてこういうふうな予算措置を今年はしますというふうなお話もしたりしておりますので、そういう機会を中心に全体の確認、検証をしていただければありがたいなというふうには思います。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。今の回答も回答になっていないかと思うんですが、今後そして今の回答の中では1年に1回はできないということが明言されたかと思うんですが、それでいいのか山元町というふうなことは伝えておきたい。何のための計画なのか、以前は3年ごとのローリングでやっていました。ここにあるんだけれども、それを今ここで披歴してもあれだから、しかし、町政に対する町財政に対する町の取組の姿勢については今の町長の発言答弁の中である程度理解できた。いい理解ではないんですが、今本当にこういう大事なときに町民の皆さんから預かった税金公金をいかにして使うかというのが今求められて、この間もコロナ禍とか福島県沖地震、こういう表現になるんだね。あるときにはどう理由にして駄目だとかあるときにはこの理由でやるとか、そんなその時々を考え気持ちでこういった公金、大事な金を使っていただけるというのは問題があるということから確認して、監視というかここでチェックしているわけですけども、今このある金を大事に使うということが今町政行政に求められている話なんです、今こそまだ復興途上だというふうに私思っています。あるいは、まだ被災の方のね、生活再建、これも先ほど話出ていますがこれまた完全復興ということまでに至っていない。まだ苦しんでいる人たちがたくさんいる中で今ある金をこうした人たちのために優先的に使うべきだというふうに考えるわけですが、その辺の使い方についていかがですか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのお尋ねにつきましては私も就任以来復旧・復興はもちろんでございますけれども、繰り返すように震災前からの懸案、課題、いろいろございました。大小様々ございました。一つ一つ解決しながら予算執行に当たってきておりますので、おかげさまで相当程度そういう課題解決もしてまいりましたので、次の課題解決に向けて必要な財源手当ををしていかなければならないという、そういうことで財政規律も勘案しながら対処してきているということでございます。ちょっとだけ補足させていただきたいのは、前段の実施計画、3年ローリングという話でございますけれども、財政シミュレーションについてもたしか毎年にはなっていないかもしれませんが、少なくとも私の記憶では3年なり2年タームで見直しをしてきていますので、そういう期間でこういうふうになりますというご説明は議会のほうにも差し上げてきているというふうに理解しておるところでございます。

議 長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は16時30分、4時半にしたいと思います。暫時休憩。

午後4時15分 休 憩

午後4時30分 再 開

議 長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君） 8番遠藤龍之君の再質問を許します。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。先ほど税金の使い方についての確認をしたわけですが、それに対する答弁も何か本当にそうなのか。これまでの実績、取組等考えてきたときにそういう町長の言葉がどうなのかという疑問を残してもう一つ確認なんです、昨日山元町先ほど来から中期財政という見通しについていろいろ議論あるわけですが、その中で昨日財政調整基金の真水の部分について震災前の比較での説明あったわけですが、その辺の数字の確認を改めて確認したいと思います、昨日言ったとおりということで終わりかと願うかどうかはあれなんです、よろしく願いいたします。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。昨日申しあげました台帳の数字でございますけれども、私が就任した際に引き継いだ基金は11億円ぐらいだと。現在は最終的には23億円というふうに見込んであるというふうなお話を申しあげました。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。現在というのは令和3年度という意味ですか。令和2年度末ということですか。

議長（岩佐哲也君） 23億円の時期の確認です。真水ですね、真水の部分。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。令和2年度末ということでご理解をいただければというふうに思います。真水ということですよ。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。決算年度末で23億円が令和2年度の末の数字、真水部分。ところが決算のシミュレーションでは26億円になっているんです。それが昨日6,000万円云々とか何とかという話もあったんですけど、その辺はどこから出てくる数字なのか。疑問が生まれてくるのかなということなんです。

議長（岩佐哲也君） 今の質問の内容、お分りですか。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。お待たせしました。前段、確認あった2年度末の数字とこの9月の、9月といいますか今回の決算終わった段階の数字、これの関係、ちょっとあやふやな形になったかもしれません。昨日申しあげましたのは今資料で改めて確認しましたが、9月決算、今回の決算を踏まえて今後入ってくるものも含めると23億円ぐらいになるというふうな意味で、それとシミュレーションを比べると6,000万円ぐらいの乖離があるというふうに申しあげました。2年度末現在のものについては15億円というふうなことでご理解……。

8番（遠藤龍之君） はい、議長。税金とか公金とかこれに対してどういう思いで受け止めてこのお話されているのかというのが非常に疑問に、大事な金、これは数字はきちっとつかんでおかなければならないというふうに思います。そういう意味で、改めて確認しますが、今確認しているのは令和2年度の決算、令和2年度の末現在で示された数字のことについて確認しているんです。そして、令和2年度末このシミュレーションでは42億円全部で真水も含めてそれに対して実際は令和2年度末の現在高は30億8,800万円。実際の数字は決算の結果大きな12億円もシミュレーションのほうはいろいろまさに計画だからいろいろ使った結果こうなったというのはそれはそれでいいんです。だとするならば、その30億円に対しての真水が今言った26億円がいいのか、あるいは23億円がいいのかという疑問があるから確認しているんです。という質疑質問の中身です。

議長（岩佐哲也君） 今、説明。その後、町長の意見聞きますから。まず数字を企画財政課長、説明願います。その後、町長の説明をいただきます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。令和2年度末の基金につきましては、先ほどお話ございましたとおり、約31億円ということでお話あったかと思うんですけども、それに国に返す分を除くと約15億円になるんですけども、それに震災復興特交が今これから入ってくる分が7億円ほどありますので、それを足すと先ほど申しあげました22億円なり23億円というような数字になってまいるところでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。理解できましたというかここで示している26億円が実は15億円だからプラス後から入ってくるものを足すと23億円ということであるならば、あの6,000万円というのはどこから出てきた6,000万円、あとさっき言った15億円というのはどの15億円かというところも一応こういうところを出した数字ですから、そこはそこで確認したいというふうに思います。どうぞお取り計らいを、議長さん。

議長（岩佐哲也君）まず1点は6,000万円の狂いだったと、見通しとね。その差額はどうかあれだったのかということですね、数字。その説明をお願いします。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。6,000万円の数字でございますが、今回9月補正で計上している分合わせますと財政調整基金約15億円から16億円の金額になるんですけども、それに先ほど申しあげました7億円足し上げますと約23億円ということがございまして、令和3年度末の財シミュの真水残高というところでお示ししていたものが、令和3年度末ですと23億円ということでございますので、端数の部分はありますけれども、その差額が約6,000万円ということで昨日ご説明させていただいたというものでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今の確認しているのは令和2年度末の時点でのことでの確認、私はしたいのはそこと大きな乖離があるこの時点では、その辺の数字に間違いをまずは間違いはないかどうか。でも、42億円というのはまず置いておいて真水分が42億円が30億円、約31億円なんだけれども、この示されているのがその中で今言った示された令和2年度末での真水部分というのは今の話だと5とか7とかを足すとというのはその足すのはこの令和3年度まで引かかる話みたいに伝わってきたから、それは違うんだ。それはそれでまた別何だからという意味で。23億円と比較したら確かに今22億円と言ったら6,000万円とか違って、私今聞いているのはまずここで大きな乖離が見られたから42億円というのが30億円で、確かに見ていると取り崩しがここでこの年令和2年は20億円取り崩しているんです。それは多分お返しする金の中身で真水部分で計算しているのはそんなに大きな崩れはないと思いたいからその真水分についてはこんな数字の乖離の中でどうなっているのかと聞いた。

町民の皆様うんと関心の高いところなんです。真水分真水分、町長もいろいろなところで言っているかと思うんですけども、山元町にこのぐらい金があるんだというようなことで、ですからその数字というのは明確に正確な数字を示してもらわないとよくも悪くもという意味での確認なんです、改めて確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。2年度末の数値については先ほどご説明した内容のとおりになるんですけども、7億円の部分につきましては2年度予算の中で一般財源として7億円の分のほうを取り崩しておりますので、それが結果として令和3年度に特別交付税という形で入ってまいりますので、それを2年度末現在残高のほうに7億円、立て替えているような形になってまいりますので、それを積み上げた形で先ほど比較のほうをさ

せていただいたということでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。結果的により戻せば令和2年度の末としてそれを組み入れれば23億円と。違うのか。もう1回確認。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。あくまで実数としては15億円ということになりますけれども、結果として7億円入ってきますので、実数といえますか……。よろしいですか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。繰り返しになるとあれだけども、正確な形で財政シミュレーション、みんなこの資料を持って我々山元町の財政というのを確認しているわけだから、そのためにローリングするということになっている。実現的にローリングするのは返ってくるのも出すのもしていいししなければならない。それは先ほど言ったように1年で交代できないとか何とかという町長のお話あったけれども、そうではないんです。やると言ったらやらなければならない。財政を持って町政は運営されていくわけですから、その辺のところを強くこの示された町の計画についてはちょっと不安があると今後しっかりと正確な形で現実により近い形で提起していただきたいということを求めてこの件については終わります。

2件目、繰越しについてなんですが、何か先ほどの答弁を聞いても第三者的な答弁に聞こえてくるんです。本当に責任を持ってこの繰越しその対応についても取り組んでいるのかということが伝わってこないということをもっと、それを示すことにものとしてこれまた私から言うと大変失礼して申し上げたいし失礼な回答になっているのではないかと思うんですが、私はわざわざ繰越明許費の取扱対応にということで具体的に3項目に分けて大綱、本来ならば先ほどの岩佐孝子議員の関係すると最初から繰越明許費の対応についてでいいんです。これが大綱、そのことについて聞くんですから細かいことをやることないの。せっかく、逆にね細かくしてやっているのにもかかわらず答弁は一括して答弁しますと私の1項目、2項目、3項目、どこに答えが入っているのかというのがさっぱり分からない。よく読めばたぶんこういうことなんだろうということなんです。こういう短い限られた時間の中での対応ではそういう扱いをされると非常に困るということをまずちゃんと行った以上責任ある回答をしていただきたいということを、あるいは今後私は一括して関連していますから一括した形での質問の中身で通告したいということを告げて具体的に中に入っていきます。

1点目についてなんですが、ここが重要なんです。町長の認識をここで聞いているんです、具体的に。これらの町がとってきたこの取組に対して町長はどのような認識を持っているか。この答弁を見ると全体に全体だと関連している全体だということであればそのとおりに受け止めます。受け止めた中で一つ一つ確認して全てにこれが町長の認識だということですからということでそれを確認して質問に入ります。この問題をまず町長としてどう捉えているのかというのは今の認識なんだな。まず、その前に問題を認識できた時期はいつでしたか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回のこういう関係が認識できたのは5月20日に県の起債協議、これがあって今日の起債協議の結果かくかくしかじかでございますというのが5月20日でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、この問題に対して町長はどう受け止め、どう対応したのか。町長として指示をしたとかこれはこのぐらいの問題だと、これは大変な問題で深刻な問題だとかこれは大したことない問題だ、それなりの対応をしてくれとか町長の指

示があったかと思うんですが、この辺の対応について町長の対応についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まずは予算のこれも編成といいますか議会の可決を頂戴している前年度、昨年度からの予算可決と大きく関わる部分でございますから、速やかに本来の形といいますか是正措置といいますか、そういう形にできる方策を検討を指示をし、これについては最終的には先ほども言いましたように県のほうにもいろいろと相談、確認をし、6月議会のほうに補正予算として提案を申し上げた、大筋そういうふうな流れになっております。

議長（岩佐哲也君）ちょっとお待ちください。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長します。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。もう一回改めて確認しますが、町長としてはこの問題をそう受け止めて、どの程度の問題として受け止めたかをまずとりあえずその認識に、その認識についてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一旦議会で説明して、ご理解をいただいて、決議をいただいたということの内容が残念な訂正、補正をしなければならないということでございますので、これは大変ゆゆしきことになったというそういう思いで、早く本来の形に戻さなければならないというそういう問題意識を持って対処してきたというところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。今議会議決のお話ししました。議会議決した案件なんです。それがどういう説明をされたのかということ、私は重要な深刻な問題だと予算上のであるにもかかわらず6月1日に正式な場面でのお話ではなかった。全協の前にちょっとお話説明させてくれ、報告させてくれということで始まったこれは話です。そして、その題名は何か。福島県沖を震源とする地震に伴う災害復旧事業（予算の流れ）このことについて説明させてくれということでした。問題どこにもないんです。説明していく中で若干不足が判明した。これはしかしながらこの財政財源不足は分は一般財源で補填される形となる。ここも第三者だよ。さらにはこの財源不足の影響等により令和3年度決算額において繰上げ云々上のという立派なこういう1枚物、あとそれは後フォローというか図面で我々に説明して、どこにも申しわけない、問題だということにも、ようやく説明の中で繰越明許費財源の不足ということが判明したということでの説明なんです。そこで町で議会で議決してもらった。その際にその後のいろいろなやりとりの中で私は議会で議決したのだからもう一回議決に議会に戻してください。そこで修正してという形でというふうなことをもう求めたんですけども、それに対しても十分な答えはなかったということで今回取り上げているんですけども、まず今言ったこの流れについてこれは町長の指示ですか。こういう形で説明しなさい、しかも会議録の残らない全協の前の時間に副町長は最初からでなく、ただついてきただけなんだよね。そして質問に言われてようやく答えたという対応したという話なんですということなんですけれども、そういう流れというかそういう議会に対しての対応も含めてこれは町長の指示でこういう流れでやったのか。その対応に問題はなかったかどうか。この2点について確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議会に提出する、お諮りする、これは最終的にすべからく私の

確認を経てとそういうことをございますので、それはそういう形でとってもらって結構です。今回の関係については、ざっくばらんに言うと、込み入った内容、ケースということでございましたので、あえて要するにかくかくしかじかの流れを分かりやすくまずはご理解いただかないと、こういう場でこういう言葉はちょっと不適切かもしれませんが、そうでないとなかなかこちらとしても初めてのケースでございますのでちんぷんかんぷんな説明もあれですし、聞くほうもただ説明を受けてもなかなか何のことを言っているのか分からないというふうになりかねませんので、あえてそういう形でフロー形式で極力理解してもらいやすいそういう対応をまずはとって、こういう状況があるのでということでございます。その後、6月11日の全員協議会等々でさらにというふうな部分でございまして、そしてまたある意味この問題についてはまだこれで全てが終わったというふうに私も理解はしておりませんので、まずは速やかに状況を報告、ご理解をいただき、必要な補正措置をして、必要な内容も再度確認をした上で今後に向けての対応もいろいろ考えていかなければならないとそういう今段階にあります。

8番(遠藤龍之君)はい、議長。理解あるを求めてきても理解できるような説明されていません。

いまだにといいますか、まずこの流れについてどこにどの程度の問題であったのかということがまず示されていない。あと補正で云々とかそして補正あのおとき俺もおかしいと思ったんだけども予算組み替えとか何とか、その際にはこのことが原因で要因でと言っているかもしれない。そのうちのここの財源不足の後でじっくりと確認したいと思うんだけども、財源確保が大前提なのにもかかわらずその辺が全くスルーされて、そしてこの表面上だけのことで我々に示して、しかも詳しい説明はなく、本来ならば多分予算の組み替えのときちゃんとした説明を受けていれば多分あのおときの補正予算というのはすんなり通ったかどうかというのはこれは分からない。闇の中って言ったなら闇の中。まさに何言っても多分分からないというのは半分ぐらい当たっている。こんなこと言ってもあれだ、失礼。私は半分ぐらいしか分からない。そしたら分かるように説明するのが皆さんの責任。だって、あそこで確認できたのは町の損失4,700万円です。まずそこから出発した説明がなければ聞かれてようやく5,000万円ぐらいの損失なく4,700万円です。その損失それだけを考えてもこれは重要な深刻な問題であるということにもかかわらず今言ったような町長の答弁態度姿勢、そして一番最初のこの予算の流れということで本当に問題の提起、こんな大変深刻なことをしたら……、しかしながらここで十分対応しますから町民の皆さんの損失を少しでも避けるような対応しますからまずこのことは理解してくださいというような最初にそういうことがあって、そうすると俺たちも同時並行にさっきの共通の理解の中で俺たちもわかった。対応しましょうということになるんだけども、全く闇の中でのやり取りだの取組になっているんです。という状況の中で、今分かりました。分かりましたというかそういう程度の認識だということが分かったという中で、これがどの程度の問題なのか。一つ一つ確認していきたいと思う。まずこの財源確保の問題、繰越明許はそもそも何なの。財源が確保されて3月議会で我々それで分かったと承認したんです。予算はそこで初めてこの繰越明許事業というのは取り組むことができるという理解なんですが、町長、いかがでしょうか。

町長(齋藤俊夫君)はい、議長。この財源の措置、あるいは組み替えによる修正といいますか補完といいますか、それについては必要な確認をしながらこういう形で、あるいは今の会計補助といいますか自治補助なり諸規定に照らし合わせて自制をするといいますか修正

するのにはこういう形が可能だということを確認しながら対応をしてきているというのが基本でございます。ですから、年度またぎの、あるいは災害復旧とかまれなケースの中で我々も苦慮しながらこの修正補完というのを対応してきたというところでございます。説明の過程で十分意を尽くしていない点多々あったかというふうに思いますけれども、繰り返しになりますけれども、まずはこういう状況が発生してちょっとややこしい手続をとらなければならないということをまずは分かってもらなければならない。そのことをメインに対応してきたというそういうことを重ねてご理解をいただければというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。理解できないから確認しているんです。姿勢の問題、考え方から今の質問に対しても明確に問題はなかったのかということから問題ありますということを確認に答えていただければいいんです。問題があったということを経験できたり自覚した中でいろいろな対応を皆さんと協力してやりましょう、お願いしますということないからということを示していただければ多分いまだに我々の中で十分な理解がとれているかどうか。どの程度の問題なのかということについて、まだ理解できない分、私も一番の疑問は財源確保があって初めて繰越明許事業、もし、その事業もし今もうやっているんだったらこれはこれでまた確認しなければならない。あとは必ず修正しなければならないということも言われているんです。一つ一つこの制度は質問しているんだから通告しているんだから、まさに。その辺はそういうことで対応してほしい、しなければならないということを求めて、ですから、まず一番最初に、これに問題はなかったんですか、この対応について財源確保が絶対の条件である繰越財源なしに事業の繰越は認められていない。繰越事業は財源に拘束される。そこのところに抵触していませんかとかという素朴な質問です。言い訳は要りません。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私どもとしては先ほど来から言っているように、県のほうに確認しながらご指導いただきながら対応してきたということで、本来の協議そのものの対応については問題であったかというふうに思いますけれども、その後の補完是正措置についてはその都度確認をしながらというふうなことでの問題はないものというふうに理解しております。（不規則発言あり）

議長（岩佐哲也君）町長、遠藤議員の質問は財源の確認が取れていないものを繰越明許で取扱いしていいのかどうか、法に触れませんか、おかしいのではないですかということの質問だと思うんですが、その辺について。後の事後処理は県といろいろ相談して決めたというのはそれは別としまして、そういう考え方に問題はないかということだろうと思うんですね。その辺の確認を。問題あるけれども県とその後対応をこんなふうにするにしたらんだということであれば、それなりの説明を。問題ないという意識でそういうふうにしたのか、あるという意識を持ちながらもその善後策を講じたのかという、基本的にその辺の考え方の問題、姿勢の問題だということにその辺の考え方を説明いただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的に議員ご指摘の部分は財源確保が前提になるんですけれども、最終的に……、（不規則発言あり）断定的に答えると誤解もあれですので、基本的に財源の確保は前提だということはそのとおりでございます。しかし、そういうものがないときには繰上充用という制度が一方では認められておりますので、そういう措置をもって対応させていただいた。これについても県のほうの確認をして、そういうやり方

がありますということで措置をしているとそういうことです。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。認められない財源が、そして今回の場合はその財源は地方債を当て込んだわけですが、これについては同意または許可されなければこの地方債も使えない。そして、今回の問題はこの辺の手續ができなくてやらなくてこういう地方債は使えないということで財源不足ということになったというのがこの間の流れの中でも説明する。であるならば、県で出している予算等についてっていうのをみて俺確認してんだけども、地方債、これ事業……、借入れするためにこれは認められなかったときにどういう対応をしなければならないか。認められなかった起債相当額、相当分の年度繰越支出額は執行できないと考えるべきだ。万一もし試算した場合には繰越明許費の修正を議決する必要があるというふうに私は考えてこれを元に戻さなければならないのではないかとこの疑問をずっと言い続けてきているんですが、俺たち議決したものを何の説明なしに別な使い方されているということになるわけだから議会に対してまず制度上取組上それが県から言われて大丈夫だと言われてやっているにしても、我々に対してはどういうふうな説明、我々一旦決めたものが勝手に使われているという話なんです。それに対して議会に対してどういう説明をしているのか。今まで説明していないんです。私はそこを求めているんです。確認しているんです。どうですか。副町長も一緒に考えているんだしたら少しの間について答えてください。町長がなかなか明解な回答いただけていないから私求めます。

議長（岩佐哲也君）時間かかりますか。いいですか。時間かかりますか。

議長（岩佐哲也君）暫時休憩とします。再開は17時20分。

午後5時08分 休憩

午後5時20分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）先ほどの遠藤議員の質問に対して、まず町長から説明をしたいということで。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。その前に、先ほど遠藤議員に経緯を確認されたときに、私6月11日というふうな日時をお示ししました。6月1日でございましたので、この部分は訂正させていただきたい。その上で、先ほど副町長からも説明をとというような話も頂戴いたしましたけれども、今回の件については極めてレアなケースでもございますし、また内容的にも大変専門性を要求される内容でもございます。我々も担当のほうから、担当課長のほうから説明を受ける中で説明されれば一定の理解はするわけでございますけれども、なかなか遠藤議員にしっかり理解できるような説明となるとちょっとおぼつかない側面もございますので、お許しをいただいて企画財政課長のほうから改めてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）静粛に願います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回の経緯のほうから簡単にご説明申し上げますと、今回の地震の災害復旧に係る予算ということで、令和3年の3月議会の時点で予算のほうを計上させていただきまして、年度末ということもありましたので年度内に終わらない

ということが見込まれましたので繰越しをといるところで、この時点では財源として地方債を充てられるというところでの見込みで当然のことながら予算のほうを計上しております、繰越しのほうを行ったところでございます。先ほど遠藤議員からもお話ありましたとおり、繰越しに当たっては財源を確保ということありましたけれども、この時点では地方債充てられるというような認識の中で予算のほうを計上したということが、まず1点ございます。その後、先ほど5月の段階で地方債充てられないということが判明したということがございまして、この時点でその後の対応というところを考えたときに、既に繰越し予算、お認めいただいた繰越し予算のほうで事業を進めているものにつきましてはその予算に基づいて事業をしておりますので、こちらについては改めて令和3年度の予算で計上するというのではなくそちらについては繰越し予算のほうを充てさせていただいて事業を進める。6月議会の段階で事業のほう、手をかけていないものにつきましては繰越しということで上げていたものについてはそれを使わずに、繰越明許の報告のほうには上げずに改めて令和3年の6月議会のほうで補正予算を組みましてこちらの事業に充てるということで、こちらは改めて令和3年度の地方債の協議、こちらに乗るような形で事業を進めるということで6月議会の段階で補正予算のほうを計上させていただいたということと、繰越明許の報告のほうをさせていただいたというような経緯でございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そういう意味で問題にならないかということ。その事後処理ではなく、その時点でそういう財源のない時点でそういったものを繰越明許にするということに問題、そういう認識に問題、問題あるという認識はなかったかどうかという部分の質問です。その事後処理はそういう事後処理の説明は今いただいたとおりだということですが。それに対する町長に認識、あるいは町長の認識と副町長の認識が違うのであれば副町長の認識も聞きたいということで指名があったと思うので、その辺の説明いただければと思うんですが。大きな問題を感じたけれども、事後処理でそういう処理をすることにしたということなのか、それとも全然そういう問題、事後処理方法があるからそういう問題意識は持たなかったというのか、その辺の感覚の問題、認識の問題を要は確認しているんだろうと思うんです。その辺を明確に考え方というか姿勢というか、そのときどう思ってそのような処理をしたのかということをお願いしたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今議長からも遠藤議員のお尋ねについての補足を頂戴したところでございますが、私としては先ほどそういう趣旨であれば一定のこの事案に対する影響、問題については一定のものを持って速やかに補正是正をしなければならないとそういう問題認識を相当程度持って対処してきたというところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。議長は今の答弁に対して私の質問に対しての答弁となっていると思われませんかという質問しても答え返ってこないけれども。

議長（岩佐哲也君）私が答弁するあれではないんですが。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。私問うているのは対策対応は絶対しなければならないんです。当たり前の話なんだ、災害救助だから。それを取り上げるときに、しかしながら問題をその問題の認識が意識としていないとPDSU、PDC……、そういうにも生かされない。問題の意識をどうなのかということ为先ほど来から確認しているところなんです。そこがきちっと伝わってくれば後はやることをやればいいだけの話だから、その辺が全く伝わってこない。本当にやる気があるのかどうか、今の時点ではやりますやりますと

言ってもどこまでできるのか。はっきり言って4, 700万円の損失はもはっきりしているんだからその辺に対する対応とか、これはもうやってしまったことだからそこまで追及、求めるつもりもさらさらないんだげっども、ただ、今のような対応ではそういう損失も町民の皆さんには認めてもらえないことになるんです。やることやっていればというのが全く伝わってこないということを今ここで本当に声を大にして言いたい。そして、あとは仕組み制度上の問題でこれは制度上の問題で何回も確認しないとこれは何回も言うけれども俺の本当は議会で議決したんだからその9, 700万円分については調査については元に戻さなければならないのではないかと。修正しなければならない、それも議決で修正するのだったらそれも議会の議決を経て修正しなければならないのではないかと。制度上のものを確認しているんです。その辺で分かる人いないの。こういうことも多分県と相談して大丈夫だと言われたということでやっている。だったら、その根拠を示してください。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。まず根拠の部分については後ほど企画財政課長のほうから改めてご説明申し上げますことにして、今回の発生といいますか事実を認識した中でというふうな関係でございますけれども、こういう問題の再発防止というものに向けては極力早めに職員に注意喚起をして再発防止に当たらなければならないというふうな思いで課長会議等におきまして昨年度も医療費の支給ミス、助成の支給ミスの案件もあつたりしましたので、改めて今回も大きな問題だというふうなことで相互チェック体制の指導なり昨年度の医療費助成の関係でもお話した件もさらに再確認をしながらミスが、今回の事案を教訓にしてミスが起きないようなそういう関係についてはいち早く周知を徹底をしているというような、そういう関係の今回の事案の認識だということでございます。そしてまた、議員からもいろいろこの取扱についてのお話も少し頂戴いたしましたけれども、冒頭の中で私申し上げましたように、これはまだ全体の事実確認というまだ段階でございます。これはいろいろと、財政課の業務スケジュール等々もあつたりして、事実関係をしっかり把握して、こういう場面の内容にどう対処対応していくべきかという部分については、今検討の途上にあるというようなことでご理解をいただければというふうに思います。

関係法令の関係については企画財政課長のほうから申し上げます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず今回の繰越予算につきましては、地方自治法のほうで明許繰越ということで規定がございまして、この中では解釈の中で議員おっしゃるとおり財源確保した上でというようなものがございまして、当方といたしましても補正予算組む段階では当然のことながら財源の確保ということを見込んでこちらのほうを計上したというところでございます。まず、ここで令和2年度の予算ということで補正予算のほうを組ませていただいたところでございます。その後、5月の段階で判明したということで、この段階では修正できるのかというようなお話があつたかと思うんですけれども、今回の予算につきましては令和2年度の予算ということがございますので、既に5月の段階では令和3年度に入っているということで、会計年度の絡みがございまして次年度に入った段階では前年度の予算のほうを補正することができませんので、その場合どうしたらいいのかということで県のほうにも確認をいたしましたところ、繰越しについてはこのまま上げて将来的に歳入のほうが不足する部分につきましては決算剰余金なりそういったところでの対応ということになるであろうというような見解をい

ただいたということで、手続のほうをさせていただいたということでございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺の経緯については確認した上で大丈夫なのかということ。大丈夫か大丈夫でないかということをお答えいただければいいだけの話なんです。修正はしなくてもいいんです。議会に対して議会で決めるんだからそういう簡単な答えでいいんです。私もだんだん時間なくなります。以上。

議長（岩佐哲也君）まず中身説明して、あと町長の意見を聞きます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今担当課長から申し上げましたように、そういうことでこの手続には問題はないというふうな理解でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。であるのは制度上、手続上問題ない。本当かどうか後で確認するけれども、ないにしても議会に対する説明はあってしかるべきではないか。本来ならば修正でそれはやっていますと多分言ってくると思うんだ、順序が違う。最初に何をしなければならぬのかということなんだけれども、いまだ伝わってこないんです。事の重大性についての説明とか何とかということで、先ほど言った4,700万円の損失はどういうふうに対応するの。まさか皆さんからというわけにもこれはいかなから、現実にはそういう損失を町に与えている。町で町民に与えている。国民というか町民、事に対しての説明というか言いわけするんだったら弁解するんだたらそういう人たちに弁解していただきたいと思うわけですが、その辺の姿勢が全く見えない。多分このことについてはこれ以上の答えは出てこない。非常に不誠実な対応だと。やることやるのは当たり前だからこれからの対応するのは少しでも損はそれを減らす、そのためにこういうことやる。けれども、今まで今の説明ではこのPDCAとその事の重大さというのが自覚できなければ次の展開というのが出てこないんですというふうに我々を見るわけ、私はとするといろいろ今ここでいいんだ、こうするからいいんだ、ああするからいいんだ、何するからいいんだという話を聞いても本当にそうなのかと伝わってきません。私も何か行ったり来たりするのも疲れますか。こんなこと言って駄目だな。本当にいろいろ問題あることが確認されました。ここで4,700万円の件についても一向にそういう話もない。あるいは修正の期間に対する修正、本来ならばこの議会に対してもそういう中で説明があって、そして収益かけてというのが多分手続、議会に対しての対応だろうと思うわけですが、そうした姿勢も見えない。この我々が言われているのは予算というのは非常に重要なものなんです。町民の皆さん、これは住民のものとして住民のために作られるこの予算は当然合理的かつ能率的、しかも民主的に編成し管理し執行しなければならぬというふうにこれは指摘されています。私が言っているのではなくこれは議員必携等々そういう専門書等々の中でそうしたことなんです、しかし、今回の町の対応、この繰越明許費の取扱対応については問題が見られます。こうした重要な問題は正式な期間の中で十分検討協議し、そのした中で対応が求められるが、このことを本当は確認したいですが先ほど来やっていますがどういう期間でどういう正式な機関で最終的にこの結果取組、こういうふうな取組を行うというのがどの過程の中で決められたのかということもこれを問うても多分に答えが返ってこないということを確認して強くこの問題についてはしっかりと町民の利益を崩さないような対応を求めて終わります。

議長（岩佐哲也君）これで8番遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（岩佐哲也君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月7日火曜日、午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午後5時37分 散 会
